

平成23年第1回上峰町議会定例会会議録

平成23年3月4日（金曜日） 本会議5日
 会期 15日間 委員会4日
 平成23年3月18日（金曜日） 休会6日

平成23年3月4日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 鶴 田 直 輝 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 増 進 課 長 川 原 源 弘 福 祉 課 長 岡 義 行 建 設 課 長 江 崎 文 男 産 業 商 工 課 長 兼 渡 邊 昭 秋 教 育 次 長 兼 鶴 田 良 弘 農 業 委 員 会 事 務 局 長 兼 生 涯 学 習 課 長 教 育 課 副 課 長 兼 高 島 和 則 文 化 課 長 原 田 大 介 子 ども 安 全 課 副 課 長
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 小 野 清 人 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成23年3月4日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第2号～議案第18号)
(議案第19号～議案第20号)
- 日程第5 議案審議
議案第9号 平成22年度上峰町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第10号 平成22年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第11号 平成22年度上峰町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第12号 平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第13号 平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第14号 平成23年度上峰町一般会計予算
- 日程第11 討論・採決

午前9時28分 開会

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。本日は平成23年第1回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集をいただきまして、ありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川隆城君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番橋本重雄君及び4番碓勝征君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川隆城君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より3月18日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針

○議長（大川隆城君）

日程第3. 町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。

町民の皆様並びに議員各位には、平成23年上峰町議会3月定例会に御健勝にて御参集いただき、心から感謝を申し上げます。本定例町議会にて、平成22年度補正予算案を提案し、御審議いただくに当たり、平成23年度の当初予算案の説明に先立ち、今後の町政運営につきまして、新年度に臨む私の所信の一端と、主な施策の概要を申し上げさせていただきます。町民の皆様並びに議員各位の御理解と、より一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

これまで本町は人口増加への対応や、また、その後のまちづくりのため箱物行政、大型開発等の基盤整備を進めてまいりました。これらの事業は一定の成果はありましたけれども、各種生活関連施設や基盤の整備を短期間に取り組んできた結果、町債などの元金償還金が急激に増加した一方、償還財源である町税収入などが経済情勢の影響により伸び悩み、厳しい財政状況となったものと考えております。私は、就任以来、町民の皆さんに我慢をお願いしてまいりました。本町の財政は健全化判断比率を視座に置けば、県内の自治体でトップレベルの苦しさであり、実質公債費比率で比較してみると、九州・山口圏域内ワーストワンという財政状況であります。加えて、2つの大きな借金が存在しました。

1つ目は、昨年年初に「上峰町借金返済ピンチ」と報じられた上峰町工業用地取得造成分譲特別会計の借金であります。この借金は、10年間利息払いしか済んでおらず、元金はそのまま残っており、ことしの3月に償還期限が迫っていながら、国、県からのさらなる借りがえ起債の許可がないという状況にありました。最悪の場合、次年度の歳入を先食いする繰り上げ充用しか手だてが残されておらず、赤字転落の可能性もあったわけではありますが、単年度の赤字団体に転落しないように、精算資金に係るお願いを上京し直接要請を重ね、総務大臣、県知事から許可をいただき、単年度赤字を回避することができました。

2つ目は、昨年9月議会で公にいたしました、いわゆるヤミ起債であります。自治体の多くは一般に自治体のかわりに公共公益用地を先行取得するために土地開発公社を設立してい

ます。土地開発公社が先行取得した用地をその後自治体が土地開発公社から購入することになるわけであります。その意味で、土地開発公社は実態としては自治体に不動産部的な役割や機能があるわけですが、会計上では、当然のことながら一般会計とは区別されています。この公社が購入した土地について自治体側が購入する時期を当初の予定時期よりも大幅に延長し、購入時期が不明となるようなことがあると、当然のことながら、その土地購入費は期間の延長に応じて金利負担が生じて返済金額は増加します。こうした未利用となっている公社所有地を塩漬け用地と呼びます。地方債の債務とは異なる、いまだ債務が表面化していない、また、表面化する時期が未定の場合もあることから、ヤミ起債等と呼ばれています。本町におきましては、平成11年から中央公園内の老人福祉施設——既に供用開始済みでございますが——に係る債務がこれに当たり、約11年間利息さえ支払いできていない状況でございます。利息だけで10,000千円を超えています。土地開発公社の隠れ債務、借金をあぶり出す指数として用いられている実質公債比率の数字を押し上げている原因の一つになっているわけです。こうした2つの借金、ヤミ起債を返済しながら、かつ逼迫する財政状況に光明を見出すことは容易ではございません。また、昨今の社会情勢を見ますと、世界経済は100年に一度とも言われる大不況からいまだ立ち直っておらず、我が国経済も確かな回復軌道に乗っていない状況であります。また、今年度当初予算におきましても、歳入面では町税収入が昨年度よりも0.6%減少し、歳出面では社会保障費の義務的経費が増加するなど大変厳しい状況でございます。だからこそ、骨と皮だけで辛うじて踏ん張っている上峰町の体力を健康体に回復させるために、引き続き我慢をお願いせねばなりません。さはさりながら、現状で、本町の償還計画から分析すると、平成23年度が償還のピークであるとも分析しております。当分の間、町債、債務負担行為の活用を極力抑制することとし、既存事業をより少ない予算で、より大きな効果を上げられるよう事業手法などにより、財政の健全化を意識しながら、将来世代に多大な負担を強いることのないよう事業を厳選し、町民サービスの維持・拡充予算につくりかえてまいります。町民の皆様の視点に立った仕事ができているだろうかと本年度も常に考える姿勢だけは崩さず、町政運営を行ってまいります。

2、町政運営の基本理念「参加・協働・町民自治へ」。

本町の厳しい財政状況は、前述したとおりでございますが、そのような中でも町民サービスの充実に向けて協働の担い手となる団体への活動支援や育成を進め、いわゆる協働のさらなる発展を目指してまいります。町民ニーズは広がりを見せている一方、行政だけが公共を担うのではなく、町民や民間なども担う新しい公共という考え方が提起されています。町民の皆様や各種団体との協働を拡充しながら、町民のための町政、町民が主役の町政運営を進めてまいります。町民の多様な要望にこたえていくためには、町民の皆さんの町政への参加・協力が不可欠です。町民参加の第一歩は、町民の皆さんが意見を出し合うことであり、地域の課題の共有化ときずなづくりが重要です。多様な参加方法の工夫、声なき声に耳を傾

ける工夫などを行い、町民による町政をさらに前進させてまいります。

本町では、昭和58年の第1次基本構想・長期計画以来、町民自治を掲げてまいりましたが、町政運営の基本となる第4次総合計画を策定する時期が近づいてまいりました。第4次総合計画では、新たに10年間の計画的町政運営のために町の将来像や基本的理念を基本構想で示し、あわせて実行計画としての基本計画を策定いたします。町民の参加と全町的な議論の過程を経て策定を目指します。また、この策定過程が町民自治のより一層の基礎固めとなるよう町民と行政が学び合う機会となるよう検討してまいります。参加から協働へ、そして、町民自治に向けた取り組みをさらに推進してまいります。そのためには、上峰町としての自治に対する基本的な考え方、町政運営の方向、町民・事業者・行政の役割や責任、具体的な町民参加の方法、協働事業の進め方などを明確にしていく必要があります。町民が主役の自治体運営の基本ルールとして上峰町ならではの町民自治条例等の制定も視野に入れ、自治と協働のあり方の検討を進めてまいります。

次に、予算の規模について申し上げます。

3、予算の規模。

予算編成方針として、限られた財源を計画的、効率的に配分することを基本に編成しております。また、効率的な行政経営を目指し、健全な財政運営を維持するため予算編成方法については、経常経費では前年度予算額を限度とする枠配分方式の試行を継続したほか、内部努力による経費節減の徹底を行いました。平成23年度一般会計当初予算の規模は、一般会計3,292,529千円、国民健康保険特別会計902,319千円、後期高齢者医療特別会計81,638千円、土地取得特別会計14千円、農業集落排水特別会計522,948千円となりました。

一般会計予算の規模は、対前年度比で97.9%、69,000千円の減で3,292,000千円となりました。平成23年度町税の当初予算は1,242,000千円で、前年度当初予算に比べ7,000千円の減少となっております。内容を見てみますと、個人住民税はまだ減少傾向にあり、対前年度比で91.3%、3,000千円減の350,000千円、法人住民税が前年度より回復傾向にあり、45.6%増の92,000千円を計上しています。企業収益が回復基調にあることが要因です。固定資産税（償却資産）はまだ減少傾向にあります。土地は余り変わっておらず、企業の設備投資の減少による償却資産の減分を新築住宅等の増加分が補っている状況であります。たばこ税も税率の変更に伴い減少しています。昨年10月の値上げによる消費者（喫煙者）の減少傾向がとまらず、2%強の減であります。地方交付税は849,000千円となりました。公債費は、町債が45.7%減の243,000千円、財政調整・減債・公共施設等整備の財源調整3基金合わせた取り崩し額は、対前年度比11,000千円増の69,000千円、3基金合計の平成23年度末残高は平成22年度末の240,000千円から170,000千円と70,000千円減少する見通しです。

4、主要な施策について。

平成23年度の主要な施策について申し述べます。

1つ、健康増進・福祉の充実。

①健康づくり事業。

21年度から特定健康診査・保健指導など医療費適正化と削減の取り組みとして、特定健診とがん検診を同時実施し、受診の利便性の向上と受診促進に努めております。健診結果説明会や家庭訪問等で個人の健診データに基づいた疾病予防の支援を徹底しています。保健予防を重点的に進め、健康相談を初め、各種がん検診や健康診査事業等の受診率向上を図るとともに、母子保健事業、予防接種事業など町民の健康づくりを支援いたします。

②保健予防事業。

女性特有がん検診を推進します。子宮頸がん検診と乳がん検診で、5歳間隔の節目の年齢の女性に対して検診手帳と検診費用無料クーポン券を送付し、受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を行い、もって健康保持及び推進を図っていきます。

また、子宮頸がん等ワクチン接種費用の助成を行います。子宮頸がん予防ワクチン接種については、中学校時の予防接種を1次予防、子宮がん検診を2次予防と位置づけ、子宮頸がんの撲滅を期待するものです。また、ヒブワクチンは、細菌性髄膜炎の原因菌の5から6割を占めると言われるヒブを予防するものです。子宮頸がんの予防、インフルエンザ菌b型・肺炎球菌による髄膜炎などの感染による乳幼児の細菌性髄膜炎等の発症及び重症化の予防を目的としています。

続いて、③母子保健事業でございます。

昨年に引き続き母体及び乳幼児の健康保持を図るために妊婦一般健康診査事業については、必要な回数（14回）を受診できるよう助成いたします。14回すべての検診を受診していただくため、婚姻届提出時に受診啓発用パンフレットを配付いたします。妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るために、21年度から妊婦一般健診14回分の全額助成を実施しておりますが、22年12月からは成人T細胞白血病（ATL）の原因となるHTLV-1抗体検査の追加をしています。

続きまして、④老人福祉事業でございます。

多年にわたり地域社会に尽くされた高齢者に対し、古希（満70歳）、喜寿（満77歳）、米寿（満88歳）、白寿（満99歳）の方々に長寿祝い金を交付し、敬老の意を表します。また、9月には、70歳以上の町内居住者の長寿を祝うために敬老会を開催します。また、独居老人、老人世帯等の災害等要援護者台帳を整備しておりますが、災害時には、避難誘導、安否確認、情報提供、救護・救済、緊急受け入れ等に地域ぐるみで支援します。

続いて、⑤介護予防事業でございます。

高齢者が健康で生き生きとした生活を送ることができるように、地域包括支援センターが拠点となり、寝たきり、認知予防、介護状態にならないよう民生委員、地域の方々や介護、

保健、医療、福祉などさまざまな機関と連携をとりながら高齢者が安心・安全に生活できるように予防事業に積極的に取り組みます。

続きまして、⑥地域支援事業でございます。

ひとり暮らしの高齢者の栄養管理や安否確認を目的に配食サービスを引き続き実施し、転倒予防教室、介護予防筋力トレーニング、介護予防3B体操教室、認知症サポーター養成講座等を実施し、できるだけ要介護者を出さないようにし、町民の健康づくりに積極的に取り組み、健康で安心して暮らせる生活の支援を図ってまいります。

⑦高齢者医療事業。

疾病の予防の一環として、65歳以上を対象にインフルエンザ予防ワクチンの接種費用の助成、75歳以上を対象に生活習慣病の予防及び疾病の早期発見、早期治療を目的として、無料で健康診査を実施いたします。今後とも高齢者の健康の保持と負担軽減を図ります。

⑧障がい者支援事業。

現在、県で障がい者や要介護の高齢者、妊産婦等が利用できるパーキングパーミット利用証の交付事務を行っておりますが、平成23年5月より、町でも受け付けができるよう手続をします。福祉タクシー利用券につきましても、障がい者の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図り、障がい者等の福祉の増進を目的に、引き続き基本料金の利用券を月3枚、年間36枚交付します。障がい者が自立して地域で安心して生活できるよう支援します。また、一般の企業へ就労することが困難な障がい者が就労できる就労継続支援事業所への就労を支援します。心身障害者で義務教育を就学するために学校教育法に規定する特別支援学校に通学する児童の保護者に通学補助金を継続して支給をいたします。

⑨国民健康保険事業。

国民皆保険制度の根幹をなす国保事業は、保険税収納率も高く、適正な運営を維持できているのは住民の皆様の健康にかかわる意識の高さのたまものだと感じているところであり、今年度は葬祭費の支給を従前の20千円から30千円と引き上げ、国保加入者の福祉の向上の一環として寄与したいと考えております。

2つ目に、子育て支援施策の充実について申し上げます。

①乳幼児医療費助成事業。

乳幼児医療費助成事務につきましては、平成23年4月から住民課で所管しますが、引き続き、満3歳未満児につきましては、入院、入院外は300円を除いた自己負担額を助成し、3歳以上就学児未満につきましては、入院2,000円、入院外500円を除いた自己負担額を助成します。

②精神的・経済的負担の軽減。

次世代の社会を担う子どもたちの育ちを社会全体ではぐくむために、出産や子育てに伴う経済的、精神的負担の軽減を図り、だれもが安心して子どもを産み、健やかに育てることが

できる環境整備に努めてまいります。昨年に引き続き、乳児の健全な育成環境を確保するため、また、児童虐待を未然に防ぐため、生後4カ月までの乳児を対象としてすべての家庭を訪問する事業を実施いたします。今後とも、乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握、子育てに関する情報提供を進めてまいります。また、保護者の経済的負担を軽減するために幼稚園就園奨励助成も継続してまいります。加えて、中学生までの子どもを持たれている受給者に対し、子ども手当の支払いを行ってまいります。今後も受給漏れがないよう広報誌等により各家庭に情報の提供を行ってまいります。

③保育料。

保育業務につきましては、今後もひよこ保育園、ひかり保育園との受け入れ情報を共有しながら、保育の実施を行ってまいります。また、昨年に引き続き同一家庭で同時に3人以上入園している場合は、3人目以降の保育料を無料とさせていただいております。多様な保育需要に対応していくため、民間保育園における延長保育にも引き続き助成してまいります。なお、保育料の滞納につきましては、随時に督促、さらには催告を含め訪問徴収も積極的に行ってまいります。

④放課後児童健全育成事業。

放課後児童健全育成事業の実施についても、保護者の就労等により、昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童定員80名余りをもって、授業終了後から体育館2階にて、保育の時間延長、土曜日の開設を行い、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ってまいります。子どもの情緒安定や事故防止の観点から、大規模クラブから小規模クラブへの転換を図り、2クラス制を採用し、共働きやひとり親の児童の放課後生活を継続的に保護し、そのことを通じて親の働く環境と家族の生活を守るという役割の充実を図っています。

3つ目に教育環境の充実でございます。

①スクールカウンセラー事業、ティームティーチング制。

小学校入学後の児童が集団生活になじめず授業中に騒いだり席を立ったりして授業が成立しない、いわゆる小1プロブレムや、学校生活や生活環境の変化になじめず、いじめや不登校が急増する中1ギャップを解消し、学力向上の前提となる生徒指導面の充実を図るために、スクールカウンセラーのより一層の活用などにより学校における教育相談体制強化を引き続き継続します。また、少人数により学習集団の編制を柔軟に行うことができる少人数授業やティームティーチングにより生徒が安心して学習に取り組める環境を整備し、生徒指導面と個に応じた指導の両方をきめ細やかに充実させ、基礎的な生活習慣や学習習慣をしっかりと身につけることにより学力向上につなげます。

②ユニバーサルデザイン（UD）教育。

小学4年生を対象にゲストティーチャーを招いて授業を実施し、交流教育や高齢者疑似体験、バリアフリーに関する教育等の充実を図ることで、児童・生徒のユニバーサルデザイン

についての理解を深めるとともに、相手を尊重する心をはぐくむことを目指し、UD教育を推進いたします。

③ALT（外国語指導助手）。

また、小学校への英語教育必修化に向けて、引き続き小・中学校英語指導助手を配置し、質の高い人材を活用することによりALTと職員との2人体制とし、授業を円滑に実施していきます。

④ICTの活用。

平成21年度繰り越し事業中、特にテレビのデジタル化に伴う小・中学校テレビの整備配線工事及び耐震補強工事等につきましても、授業に支障がないように夏休み期間を利用し、9月にはすべて完了することができました。昨年設置いたしました電子黒板については、利用環境の改善を図り、より一層活用するなど小学校、中学校のICT利用を促進し、教育の効率化、授業実施の充実を図ってまいります。

⑤特別支援教育支援員・学級サポート支援員。

特別支援教育を継続し、一人一人の教育的ニーズに合った学習支援を受けることにより、子どもたちの学習・学校生活支援の充実を図ります。そのため、学習指導員が指定の教科の個別指導を行う特別支援教室を小学校は2クラス、中学校は1クラスにて実施いたします。

⑥校内安全パトロール。

本年度も職員による青色パトロールを継続します。また、当町は他町に先駆け、小学校における校内安全パトロールについて小学校保護者会の皆さんに実施していただき、また、本年度は午前中を地域防犯の一環とのとらえ方によりPTA、老人クラブ連合会、その他各種ボランティア団体への参加協力をお願いし、協力体制をとっていただき、地域ぐるみの安全確保のための取り組みを進めています。

⑦食育・学校給食。

豊かな人間性の育成に向けた体験活動事業として、本年度も魅力ある学校づくり事業として、農産物を活用しながら収穫体験を行い進めます。学校における給食は、食育を進める絶好の機会になります。私は食育の観点からも学校給食については自校式が望ましいと考えておりますが、平成21年度から民間業者との6年間の契約がなされておりました。私も業者と直接交渉を行いましたが、引き続き関係者で毎学期ごとに給食のあり方、給食委託業者と調理、配送時間などの反省点について協議し、食材確保についても本年度から直接もとの業者さんへ発注できるようになりました。今まで以上に安心して安全な、かつおいしい給食を提供できるようにいたします。

4、住民の施策。

①水道料金値下げ。

本町を含む6市町でこれまで安定的においしい水を供給してまいりました。水道事業を実

施する佐賀東部水道企業団において組合議会議決を経て4月から水道料金5.8%値下げいたします。4月の検針分から適用されます。水道事業の県営一元化を視野に入れた将来像を見定める必要がありますが、水道水の安定供給のために、管網整備や施設の維持補修などを継続して行っています。基本料金（月10トン以下）1,900円を1,600円に引き下げ、ひとり暮らしなど使用料が少ない世帯に設けている基本料金軽減制度（月5トン以下）では月1,600円を1,300円に引き下げます。

②農業集落排水事業。

既存施設の有効活用や長寿命化を図りライフサイクルコストを低減するとともに、機器の更新や維持管理に要する経費を平準化する目的で、平成22年度は低コスト型農業集落排水施設更新支援事業として、三上・江迎・井柳地区の調査業務を委託しておりましたが、平成23年度は上峰町最適化構想計画策定を行ってまいりたいと思っています。また、平成22年度には坊所地区処理場の機能強化に伴う効果算定業務を委託いたしました。平成23年度は坊所地区機能強化事業の設計を進めてまいります。

③町営住宅・町営施設。

町営住宅は建設から相当の期間が経過し、老朽化が進んだストックもありますが、需要もあるために点検・修繕して対応してまいります。量水器の有効期限満了による取りかえ工事を行ってまいります。切通北団地19基、西峰団地16基を設置いたします。

④道路・交通網の充実

国道34号線（鳥栖－佐賀間）整備促進に向けて関係当局に対して多角的に要望をいたします。同じく県道につきましても、整備促進を期成会として働きかけてまいります。また、県道佐賀川久保鳥栖線においては、22年度に事業は完了いたしました。横断歩道の設置要望がございました。引き続き、関係当局に積極的に要望してまいります。

⑤国民年金事務

国民年金事務については、引き続き佐賀県年金事務所との連携のもと、住民の皆様がスムーズに手続きができるよう、今後も記録確認、相談業務について事務所の指導のもと、広報誌を活用した制度の周知に努めてまいります。

⑥権限移譲。

戸籍及び住基の届け出は、個人情報の基本を扱うことからプライバシーの保護に努めるとともに、住民のニーズに応じたサービスを迅速かつ正確にできるよう心がけてまいります。権限移譲により受け付けを始めましたパスポートの申請の受け付けについても不正行為がないよう細心の注意を払ってまいります。

⑦積極的な情報発信。

町の広報の基幹メディア「広報かみみね」及び「上峰町ホームページ」について、町政情報をきめ細かにわかりやすく町民に提供していくため、利用者の視点に立った媒体の見直し

を庁内で進めてまいります。また、現在、「広報かみみね」では地域の話題、ニュースを発信していただくためにリポーターを募集しています。広く町民の皆様に読んでいただけるよう配布方法等の改善を図ってまいります。

5、生涯学習施策の推進。

①青少年健全育成。

青少年の健全育成事業のスローガンとして「あいさつ日本一運動」、「地域の子どもは地域で守り育てる」を合言葉に、町民の方々の御協力、御支援を賜って青少年健全育成事業に取り組んでいます。本年度もこのスローガンを継続しつつ、子どもの安全・安心な環境づくりに努めてまいります。

②青少年育成地区懇談会。

青少年育成地区懇談会につきましては、本年度も夏休み前に小・中学校、小・中学校PTA、青少年健全育成関係指導者、そして、地域の方々の御協力を得ながら町民の青少年に対する意識の高揚を図ってまいります。

③青少年施策等の充実。

青少年の体験学習の一環として夏休みに実施しております青少年サマーキャンプを本年度も実施してまいります。また、上峰町子どもクラブ育成協議会との共催事業であるスーパーキックベースボール大会を5月15日に開催し、また、子どもの生活体験や社会体験等の活動を通じて日常生活の生活習慣や学習習慣を見詰め直し、あわせて子どもクラブの活性化を目的に「子ども宿泊研修」を実施してまいります。

放課後子ども教室につきましては、本年度も国庫補助金の申請を行い、ソフトテニス教室、ゲートボール教室、英会話教室、書道教室、和太鼓教室等を継続していくよう努めてまいります。また、高齢者学級や女性セミナー等もより充実した事業を企画立案し、たくさんの町民の方々が参加していただくよう努めてまいります。

6つ目に、持続可能な環境づくりでございます。

①ごみ減量。

一般廃棄物については、容器包装リサイクル法による住民のごみの分別排出の徹底で、ごみ減量化の意識向上に努め、環境パトロールによる不法投棄の早期発見、撤去及び看板設置による不法投棄防止や環境美化活動に努めています。今後も県下一斉美化活動や町内清掃活動を実施し、環境美化活動及びごみ減量化に努めてまいります。

②畜犬業務。

畜犬業務につきましては、多数の犬や猫を飼う場合に県への届け出を義務づけられていますが、加えて、狂犬病予防法により登録及び注射が義務づけられています。今後も年2回の集団予防接種を積極的に実施いたします。

③身近な自然の回復と環境・景観の保全。

鎮西山保全事業を行っております。歩こう大会に備え、山頂からの眺望を初め、さまざまな修繕、改良を行いました。展望台も新しくなりました。桜の木も大きくなった美しい鎮西山を町の象徴としてまいります。また、山間部等への不法投棄を抑止するため、不法投棄の監視パトロールなどの監視体制を継続します。

④温暖化防止対策。

本町では、引き続き職員による電力消費量の節減の取り組みを継続してまいります。加えて、昨年はCO₂排出量の削減を目指し、環境への負荷が少ない公用車に一部更新をいたしました。また、地球温暖化防止を目的に職員も率先して不必要な照明の消灯、クールビズやウォームビズによるエアコンの設定温度の調整を継続し温暖化防止に努めます。

7、農業振興。

①農業振興。

平成23年産米の生産数量目標は1,490トンと前年度の1,585トンを95トン下回る通知がありました。これにより上峰町内の米の需給調整に係る転作率は36.25%と計画されています。農業を取り巻く厳しい情勢の中、米の需給調整に主体的に取り組んでいただいております集落営農組織並びに認定農業者の育成を継続して推進します。

②農業者個別所得補償制度。

平成22年度に実施されました個別所得補償モデル対策では、集落営農組織申請9組織、233戸、認定農家等個人申請68戸、延べ301戸の皆様にご参加いただき、131,000千円の交付金が交付されました。平成23年度から本格実施される農業者個別所得補償制度においても、全戸加入を促進するとともに、基本の交付金に加え、産地資金を活用して大豆の団地加算、その他作物への交付金設定を行い、食糧自給率の向上、農業経営の安定を推進いたします。

③農地・水・環境の保全対策事業。

大字堤地区の農地・水・環境保全対策事業が5年目を迎え、集落の環境整備や農業基盤整備が進むとともに、各地域に定着してきました。今後、農業の中心となる集落営農組織、認定農家の育成をさらに推進しながら、低コスト農業を目指すとともに、自給率向上のために水田を余すことなく活用して水田農業の経営安定を図っていきます。

④環境美化保全。

水門周辺に増殖しているホテイアオイ対策として水環境保全対策事業については、農家の大きな労力と減収につながることから、引き続き県の緊急雇用創出事業により環境保全美化を目的に実施してまいります。シルバー人材センターに委託し、水草駆除を含む水環境保全に努めてまいります。

8番目に、安全・安心なまちづくりでございます。

①防災体制の強化。

消防防災関係では、各部に平成元年導入した消防積載車の老朽化が課題でございますが、

23年度から順次更新を行っていき、機動的で安全性にもすぐれた新車の導入を初め、地域防災力や減災能力を高めていきます。毎年実施しております各種訓練によって消防団の活動も充実したものとなっていますが、大災害が発生した場合は、住民の皆様の連携が不可欠でございますので、各行政区において自主防災組織の組織化に向け取り組んでまいります。

また、23年度に鳥栖・三養基・神埼地区で実施される佐賀県総合防災訓練では、上峰町消防団の訓練参加に合わせて町内においても避難誘導訓練を計画し、町民の皆様の安全・安心のための活動を行います。

②危機管理体制の確立へ向けて。

世界的に広まった新型インフルエンザは現在下火になったものの、再流行の危惧や強毒化の懸念がございます。そのため、上峰町新型インフルエンザ対策行動計画を既に策定したところですが、常に変化する状況に対応できるよう随時改定を行うとともに、必要となる医療資器材についても補完等を行います。

③交通安全・防犯対策。

交通安全関係では、県道坊所城島線の道路改良の進捗により、町内幹線道路の交通量は格段に増加しております。交通危険箇所の把握とその対応策を検討し、関係機関とも連携して事故防止に努めるとともに、安全施設の点検や整備にも努めてまいりたいと思います。自転車の盗難や変質者の出没など、身近なところで犯罪が発生している現状です。警察などの関係機関と連携を図り防犯に努めます。防犯灯についても引き続き要望箇所への設置を行います。防犯関係では平成22年度から啓蒙しております全戸一灯運動を継続し、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

9、町民文化の創造へ向けて。

①文化活動の推進。

上峰町文化祭（11月1日から11月3日までの3日間）開催に向けて文化協会と協議しながら企画立案していきたいと思っております。文化協会、上峰太鼓、米多浮立・西宮浮立保存会などの各種文化団体による文化の継続活動を推進し、その活動を継続するために本年も支援いたします。また、ブリジストン吹奏楽団久留米による第13回上峰定期演奏会を4月下旬に実施していくよう現在ブリジストン佐賀工場と協議に入っているところです。

②上峰町総合型地域スポーツクラブ（ふれあい友遊かみみね）。

関係者の御尽力のもと、高齢者の生きがいづくり・青少年の健全育成・多世代間交流を目的に、平成23年2月25日に発足しました上峰町総合型地域スポーツクラブ（ふれあい友遊かみみね）が競技スポーツにとらわれず、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」をテーマに町民の身近な地域スポーツクラブとして活動できるよう側面から支援をしていきたいと考えております。

続いて、③生涯スポーツの振興。

町民のだれもがスポーツに親しみ、そして、地域づくりの場として4月24日（日）に歩こう大会、10月9日（日）に町民体力づくり体育大会を実施し、町民総参加スポーツを推進してまいります。また、本年度は第64回佐賀県民体育大会が鳥栖・三養基・神埼地区で開催されます。本町の体育協会も県民体育大会に向け、より一層の競技力向上を目指し、体育協会と連携・協力しながら上位を目指していきたいと考えております。

④八藤遺跡の太古木。

八藤遺跡の太古木保存整備について、平成21、22年度事業として太古木の保存状況を把握するため、保存対策調査を実施してまいりました。平成23年度はこの保存対策調査の結果をもとに、国、県と協議の上、現在埋め戻し保存による現状での整備について事業計画の検討を行いたいと考えております。その後、この整備計画をもって文化財保存地区の土地公有化に向けた国、県への説明資料としたいと考えております。

⑤ふるさと学館。

ここ数年、図書館利用者数、貸し出し冊数ともに減少傾向にあります。平成23年度は小・中学校図書館とも連携し、家読（うちどく）を推進、各家庭における読書習慣の定着に向けた取り組みを行い、利用者、貸し出し冊数の増加を図っていきたいと考えております。また、住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、老朽化した空調整備の改修、図書館書架の耐震対策などもあわせて行いたいと考えております。

10、財政健全化と行政改革の推進。

①行政機構改革

町職員については、平成22年度において定年退職者が3名で、平成23年4月1日付で2名を採用する予定をいたしております。それによりまして、定員91名に対して現員71名の職員数となります。厳しい財政事情から、今後とも職員採用を抑えていかざるを得ないと考えますが、現状の限られた職員数であっても住民サービスが疎かにならないように機構改革により課の再編を計画し、平成23年4月から新機構で業務を行っていくことといたしました。

②徴収専門部門（収納係）を新設。

昨年に引き続き、納税者の利便性を図るため、深夜・日曜日でも24時間納税を可能にするコンビニ収納を実施しておりますが、徴収率向上と自主財源確保のため、今年度より税務課内を改革し、徴収専門部門（収納係）を新設いたしました。年間通じての徴収強化と納税意識の高揚を図り、滞納者につきましては納税相談等で誠意ある対応に努める一方で、臨戸徴収に積極的に力を入れてまいります。納税者の方々には口座振りかえ制度の継続的推進、広報誌等による納税の啓発活動及び租税教育の推進等を積極的に実施していき、滞納者の増加防止に努め、今後とも町税の収納率向上に努めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

③佐賀県滞納整理推進機構。

佐賀県滞納整理推進機構は、県と県内市町まで構成されており、県の徴収職員が市町の徴収職員とともに、差し押さえ等の滞納処分を前提に、個人住民税を中心とした市町村税の滞納整理を行う組織です。今年度においても、引き続き佐賀県滞納整理推進機構で町税の滞納整理に取り組みます。

④時代の変化に対応する柔軟な行政運営。

町政運営の基本となる第4次総合計画の計画期間は10カ年を予定しており、本格的な策定作業に着手してまいります。本町では、これらの計画は、多くの町民の皆様の声を反映しながら、専門的見地による議論を経て、今後10年間を見通す議論を行っていきたいと思っています。また、より多くの町民の皆様の声を反映できるような仕組みについて検討するとともに、町議会での議論を行うことで英知を結集させながら作成してまいります。

以上、平成23年度の施政方針と主要な施策を述べるとともに、予算について御説明を申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜り、町政のより一層の発展のために尽力する所存でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

以上で町長の施政方針が終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第4. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の一括上程、提案理由の概要説明ということで、議案の提案をさせていただきます。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。本議案は、要保護児童対策地域協議会及び学校関係者評価委員会を新たに設けて委員を置くこと、また、教育委員会内に公民館長を置くことにより改正するものでございます。平成23年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第3号 土地開発基金条例の一部を改正する条例。本議案は、土地開発基金条例第2条第1項に規定する基金の額について改正するものでございます。平成23年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第4号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。本議案は、国民健康保険特別会計から支出しております葬祭費の額について改正するものでございます。平成23年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第5号でございます。上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。本議案は、下水処理施設の使用料金の策定方式を改正する

ものでございます。平成23年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第6号 町道路線の認定について。本議案は、開発による住宅分譲地内道路について、町道路線として認定をお願いするものでございます。平成23年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第7号

上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

上峰町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田2157番地1

氏 名 平井忠義

生年月日 昭和12年12月22日

平成23年3月4日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、議案第8号でございます。

上峰町営住宅運営委員会委員の選任同意について

下記の者を上峰町営住宅運営委員会委員に選任したいので、上峰町営住宅運営委員会規則第3条の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤4086番地4

氏 名 筒井善一

生年月日 昭和17年12月16日

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所886番地1

氏 名 岡 英規

生年月日 昭和22年3月22日

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1851番地3 シャトー上峰103

氏 名 原 秀和

生年月日 昭和43年3月6日

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田2151番地の1

氏 名 原 慎 重 雄

生年月日 昭 和 11 年 10 月 2 日

平成 23 年 3 月 4 日 提 出

上 峰 町 長 武 廣 勇 平

続 き ま し て、

議 案 第 9 号

平成 22 年度 上 峰 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)

平成 22 年度 上 峰 町 の 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号) は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

(歳 入 歳 出 予 算 の 補 正)

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 60, 287 千 円 を 追 加 し、歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 3, 591, 906 千 円 と す る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 予 算 の 金 額 は、「第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正」に よ る。

平成 23 年 3 月 4 日 提 出

上 峰 町 長 武 廣 勇 平

後 ほど 主 幹 課 長 より 補 足 説 明 を い た し ま す。

続 き ま し て、

議 案 第 10 号

平成 22 年度 上 峰 町 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)

平成 22 年度 上 峰 町 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 4 号) は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

(歳 入 歳 出 予 算 の 補 正)

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 か ら 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 34, 128 千 円 を 減 額 し、歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 952, 740 千 円 と す る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 予 算 の 金 額 は、「第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正」に よ る。

平成 23 年 3 月 4 日 提 出

上 峰 町 長 武 廣 勇 平

後 ほど 主 幹 課 長 より 補 足 説 明 を い た し ま す。

続 き ま し て、

議案第11号

平成22年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成22年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第12号

平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,634千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第13号

平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）

平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ481千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ524,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第14号

平成23年度上峰町一般会計予算

平成23年度上峰町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,292,529千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年3月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第15号

平成23年度上峰町国民健康保険特別会計予算

平成23年度上峰町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ902,316千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用

平成23年3月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第16号

平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,638千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成23年3月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第17号

平成23年度上峰町土地取得特別会計予算

平成23年度上峰町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年3月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第18号

平成23年度上峰町農業集落排水特別会計予算

平成23年度上峰町農業集落排水特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ522,948千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成23年3月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主幹課長より補足説明をいたします。

以上、17議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より17議案一括上程をされました。

お諮りをいたします。会議の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、10時40分まで休憩をいたします。休憩。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

先ほど町長より17議案一括上程をされました。補足説明を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をいたします。

まず、要保護児童対策協議会委員につきましてでございますが、児童福祉法の規定に基づきまして、児童虐待防止対策等の充実強化を図るために協議会を設けまして委員を置くものでございます。

続きまして、公民館長でございますが、公民館長につきましては、平成6年12月から平成20年3月まで非常勤職を置いておりましたが、平成20年4月からは教育次長が兼務をいたしております。しかし、公民館長として所掌する事務は多いものでございまして、また、教育委員会の職員数は減少しております。そういったところから、本来の生涯学習課の仕事にも支障を来す状況でございますので、平成23年4月から週に24時間の勤務ということで非常勤として公民館長を置くものでございます。

続きまして、学校関係者評価委員についてでございますが、学校評価に係る学校教育法施行規則に基づきまして、学校の自己評価結果が適切に行われているかの検証及び助言をするために委員会を設けまして委員を置くものでございます。

要保護対策協議会につきましては住民課の所管、公民館長につきましては生涯学習課、また、学校関係者評価委員につきましては教育課の所管ということになります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

○企画課長（北島 徹君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第3号、議案第9号、議案第14号及び議案第17号の議案につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第3号 土地開発基金条例の一部を改正する条例でございます。このことに関しましては減額いたします基金額39,800千円の内容、意味について御説明を申し上げたいというふうに思います。

平成18年3月に有限会社堀川産業跡地購入資金310,000千円の償還時期を迎えまして、償還資金として270,000千円の借りがえが内陸工業用地等造成債として認められました。不足いたします40,000千円のうち39,800千円を土地開発基金から工業用地取得造成分譲特別会計、以下特別会計と申し上げますが、この会計のほうへ繰りかえ運用ということでいたしておったものでございます。

次に、借りかえました270,000千円の償還時期が平成23年3月になっていたことから、再度の借りかえ等の検討模索を行いました。結果といたしまして事業を平成22年度内に精算するというにいたしました。そこで、平成22年3月議会に特別会計及び工業用地取得造成分譲事業減債基金、以下減債基金と申し上げます。この減債基金を同年10月1日に廃止する条例案を提出し、特別会計を精算するのに必要な資金は第三セクター等改革推進債として150,000千円を借り入れ、これに減債基金と一般会計からの繰入金を加え精算をいたしました。

なお、特別会計に属しておりました財産につきましては、精算と同時に一般会計へ帰属するということになりました。このことについてまとめて申し上げますと、土地開発基金の減額の理由でございますが、先ほど申し上げました繰りかえ運用先の特別会計が廃止をされておりますので、繰り戻すということができません。そこで、土地開発基金の額そのものを減ずるという方法をとったということでございます。

以上で、議案第3号の補足とさせていただきます。

続きまして、議案第9号 平成22年度上峰町一般会計補正予算（第4号）でございます。予算書の準備をお願いいたします。

本日お手元のほうに予算書の中にも入っておりますが、繰越明許費、右上に補足説明資料としてA4の横長の1枚紙を配付いたしております。この繰越明許の予算の内容に入りましたときにちょっと不便ではないかということで別に刷ってお渡しをしておりますので、後で説明の際に予算書と見比べながら使っていただければというふうに思います。

それでは、議案第9号 平成22年度上峰町一般会計補正予算（第4号）でございます。

1枚、2枚めくっていただきまして、右下ページ、2ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入のほうでございます。款、それから補正額、それから計ということで、左のほうから右のほうに読み上げて説明とさせていただきます。

款の1. 町税、補正額11,576千円、計1,219,643千円。

款の2. 地方譲与税、△1,720千円、計32,780千円。

款の4. 配当割市町村交付金、補正額△334千円、計666千円。

款の5. 株式等譲渡所得割市町村交付金、補正額40千円、計140千円。

款の6. 地方消費税交付金、補正額△413千円、計89,587千円。

款の7. 自動車取得税交付金、補正額△479千円、計6,921千円。

款の9. 地方交付税、補正額17,126千円、計874,356千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額190千円、計57,286千円。

3ページでございます。

款の12. 使用料及び手数料、補正額145千円、計67,082千円。

款の13. 国庫支出金、補正額18,962千円、計307,104千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、補正額215千円、計5,365千円。

款の15. 県支出金、補正額△4,286千円、計204,475千円。

款の16. 財産収入、補正額24千円、計130千円。

款の17. 寄附金、補正額584千円、計885千円。

款の18. 繰入金、補正額204千円、計85,388千円。

款の20. 諸収入、補正額18,453千円、計71,108千円。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページ、歳入合計でございます。補正額60,287千円、計3,591,906千円。

続きまして、5ページ歳出でございます。

款の1. 議会費、補正額△324千円、計57,107千円。

款の2. 総務費、補正額68,054千円、計512,214千円。

款の3. 民生費、△12,695千円、計843,996千円。

款の4. 衛生費、補正額△6,578千円、計508,508千円。

款の6. 農林水産業費、補正額△5,351千円、計337,993千円。

款の7. 商工費、補正額△18千円、計262,306千円。

款の8. 土木費、補正額10,971千円、計75,219千円。

続きまして、6ページをお願いします。

款の9. 消防費、補正額△304千円、計139,033千円。

款の10. 教育費、補正額6,547千円、計338,356千円。

款の11. 災害復旧費、補正額△の15千円、計18千円。

歳出合計、補正額60,287千円、計3,591,906千円となっております。

続きまして、7ページでございます。

第2表 繰越明許費でございます。これにつきましては、22年度の予算を23年4月1日以降に繰り越しをいたしまして事業を実施するものでございます。きめ細かな交付金と光をそそぐ交付金が本町のほうに参っておりますので、それを財源に事業を行うというものでございます。

まず、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、事業名、公用施設整備事業7,537千円。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、事業名、公共施設整備事業907千円。

款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、町道補修等事業11,716千円。

同じく、土木費、項の4. 下水道費、事業名、用悪水路改修事業1,082千円。

款の10. 教育費、項の2. 小学校費、事業名、公共施設整備事業2,351千円。図書館の充実事業1,530千円。

同じ教育費項の3. 中学校費、事業名、図書館の充実事業1,500千円。

同じく、項の5. 社会教育費、図書館の充実事業12,308千円。

同じく、教育費の項の6. 保健体育費、事業名、公共施設整備事業3,000千円ということで、光をそそぐ交付金の事業3本、それからきめ細かな交付金事業6本というふうになっております。内容につきましては、後で御説明を申し上げます。

それでは、説明書の中に入って御説明をしたいというふうに思っております。説明書の右下のページ、3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款の1. 町税、項の1. 町民税、目の2. 法人、節1. 現年課税14,021千円ということでございます。これにつきましては、法人住民税の動向により追加をいたしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページ、一番上の表でございますが、款の9. 地方交付税、項の1. 地方交付税、目の1. 地方交付税、節の1. 普通交付税17,126千円、これは国からの追加交付の内示がっておりますので、計上をいたしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

8ページの上の表でございます。款の13. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 民生費国庫負担金、節の11. 子ども手当国庫負担金△の9,707千円。これにつきましては、支給額の減少に伴いまして減額をいたしております。

その下の、款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の4. 総務費国庫補助金、節の3. 総務費補助金、先ほど繰越明許のところでも申し上げました交付金でございます。きめ細かな交付金が16,686千円、光をそそぐ交付金が13,656千円という内示がございましたので、計上をいたしております。

なお、この地域活性化交付金につきましては、政府の補正予算により交付を受けるものでございまして、上のほうのきめ細かな交付金につきましては、地域の活性化ニーズに応じてきめ細かな事業を実施できるというようなことで支援をいただくということでございます。下のほうの光をそそぐ交付金につきましては、これまでなかなか住民生活にとって大事な分野でありながら、光が当たってこなかったという分野に対する地方の取り組み、これに支援をいただくということでございます。この中で本町では知の地域づくり——知識の知、知恵の知ですが、知の地域づくりということで取り組んでまいります。

続きまして、13ページをお願いいたします。

13ページ、款の20. 諸収入、項の3. 受託事業収入、目の3. 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入、節の1. 町内遺跡発掘調査事業費△の3,211千円。これにつきましては、事業見送りに伴います歳入の減額でございます。したがって、対応いたします歳出のほうも同額を減額いたしております。

続きまして、次のページ、14ページをお願いいたします。

款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入、この中で上のほうから4行目に当たりますが、鳥栖・三養基西部環境施設組合派遣職員負担金6,081千円というふうになっておりますが、これにつきましては、この組合のほうに本町の職員を派遣しておりますが、この本町職員の人件費相当分が収入として戻ってきたということでございます。

それから、7行下がっていただきまして、市町村振興宝くじ収益金配分金12,666千円というふうになっております。これにつきましては、サマージャンボとオータムジャンボの収益金の中からの配分金でございます。

以上、収入でございました。

続きまして、歳出でございます。

16ページをお願いしたいと思います。

16ページ、款の2. 項の1. 目の3. 財産管理費、この中で11. 需用費の中の修繕料2,686千円、それと、その下の13. 委託料、委託料の中の電話交換機等取替業務委託料4,851千円、これが先ほど説明しました繰越明許費の中の総務費の総務管理費の7,537千円の事業でございます。修繕につきましては、ぐあいが悪くなっております庁舎の自動ドア等の修繕をいたしたいということで計画をいたしております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の8. 財政調整基金費、節の25. 積立金65,222千円を財調のほうに積み立てるというものでございます。

続きまして、19ページをお願いします。

19ページ上のほうですが、款の2. 総務費、項の2. 徴税費、目の1. 税務総務費、節の23. 償還金利子及び割引料3,500千円、税還付金としておりますが、これにつきましては、

固定資産税を遡及して還付するというものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

23ページ、款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金907千円、これも繰越明許費の2番目に当たります公共施設整備事業として繰り越す分でございますが、屋内ゲートボール場修繕費補助ということで、すぱーく上峰の修繕料を町の社会福祉協議会のほうに補助するというものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の20. 扶助費、扶助費の中で私立保育園運営費△の4,450千円というものがございまして、これは予想をいたしておりましたよりも入所される児童数が少なかったことによるものでございます。

それから、すぐその下の目の2. 児童措置費、節の20. 扶助費、この扶助費の中の子ども手当△の7,033千円でございますが、これにつきましては、児童手当の移行時に算定しておりました子ども手当の対象人数よりも実際に支給をいたします時点での人数が減少したと、それに伴う減額でございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の12. 地域整備事業費、節の28. 繰出金△の4,382千円、農業集落排水特別会計繰出金△の4,382千円でございますが、これにつきましては、特別会計のほうで受益者分担金収入がございましたので、それにより一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

30ページがまた繰越明許費の説明となります。款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の2. 道路維持費、節の15. 工事請負費、それから、節の17. 公有財産購入費、節の22. 補償、補填及び賠償金、これを合わせました金額が11,716千円ということで繰り越しをして事業を実施してまいるということでございます。予定地は下坊所地区内というふうになっております。

続きまして、下の表でございます。

同じページの下の方、款の8. 土木費、項の4. 下水道費、目の1. 用悪水路、節の15. 工事請負費1,082千円、西峰地区用悪水路整備工事と、これも繰り越して事業を実施するというので繰越明許費の説明書の中の4番目に当たりますが、これにつきましては、今までの種々の交付金で今まで三上地区の用悪水路の整備を行ってきておりまして、その残りの部分ということで、今回これを計上いたしております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の2. 小学校費、目の1. 学校管理費、節の13. 委託料、委託料の中の図書館書架耐震補強委託料30千円、これと、下のページの35ページのほうの備品購入費の

1,500千円、図書代1,500千円ですが、これを合わせました1,530千円が光をそそぐ交付金事業といたしております。それから、15の工事請負費2,351千円、プール循環装置等改修工事につきましては、きめ細かな交付金事業として実施を予定いたしております。

次に、36ページをお願いします。

款の10. 教育費、項の3. 中学校費、目の2. 教育振興費、節の18. 備品購入費1,500千円、図書代でございます。この図書代も光をそそぐ交付金として購入をしまいるということで計上をいたしております。

続きまして、38ページをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、目の5. ふるさと学館費、節の1. 報酬、節の4. 共済費、節の11. 需用費、節の13. 委託料、節の14. 使用料及び賃借料、節の15. 工事請負費、節の18. 備品購入費、今回計上いたしております中で2の給料と3の職員手当を除きます部分は光をそそぐ交付金事業として実施をいたしたいということで考えております。大きなものとしましては、図書の購入3,929千円とふるさと学館内の図書館の部分の空調につきましてふぐあいが出てきておりますので、この空調の整備をいたしたいということで考えておるところであります。

続きまして、39ページをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の6. 保健体育費、目の2. 体育施設費、節の13. 委託料、体育センターの水銀灯等電気設備改修設計委託料300千円、これと、次のページ、40ページの一番上のほうの15. 工事請負費2,700千円、体育センター水銀灯等電気設備改修工事合わせました3,000千円をきめ細かな交付金事業として次年度に送って実施をしたいということで考えております。

以上で議案第9号の補足は終わらせていただきます。

続きまして、議案第14号 平成23年度上峰町一般会計予算でございます。予算書の準備をお願いいたします。

議案第14号 平成23年度上峰町一般会計予算。

予算書の2ページをごらんいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入ですけれども、これにつきまして、款の部分と金額の部分を読み上げて説明とさせていただきます。

款の1. 町税、金額1,242,993千円。

款の2. 地方譲与税34,520千円。

款の3. 利子割交付金4,000千円。

款の4. 配当割市町村交付金1,000千円。

款の5. 株式等譲渡所得割市町村交付金400千円。

款の6. 地方消費税交付金90,000千円。

款の7. 自動車取得税交付金7,300千円。

款の8. 地方特例交付金17,125千円。

3ページでございます。

款の9. 地方交付税849,600千円。

款の10. 交通安全対策特別交付金1,400千円。

款の11. 分担金及び負担金56,581千円。

款の12. 使用料及び手数料65,966千円。

款の13. 国庫支出金303,719千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金5,300千円。

款の15. 県支出金207,617千円。

款の16. 財産収入102千円。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページ、款の17. 寄附金301千円。

款の18. 繰入金69,683千円。

款の19. 繰越金50,000千円。

款の20. 諸収入41,186千円。

款の21. 町債243,736千円。

歳入合計3,292,529千円。

次に、5ページでございます。歳出のほうでございます。

款の1. 議会費87,689千円。

款の2. 総務費351,978千円。

款の3. 民生費916,927千円。

款の4. 衛生費544,543千円。

款の6. 農林水産業費327,599千円。

款の7. 商工費2,384千円。

続きまして、6ページをお願いします。

款の8. 土木費75,986千円。

款の9. 消防費148,491千円。

款の10. 教育費303,008千円。

款の11. 災害復旧費20千円。

款の12. 公債費523,828千円。

次、7ページでございます。

款の14. 予備費10,076千円。

歳出合計3,292,529千円でございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 地方債でございます。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額243,736千円でございます。この243,736千円につきましては、平成22年度起債額304,670千円の80%ということで算定をいたしております。なお、この80%という割合につきましては国からの連絡があつておりますので、それを採用をいたしております。

以上で議案第14号 平成23年度上峰町一般会計予算の補足説明を終わりたいと思います。

最後になりますけれども、議案第17号 平成23年度上峰町土地取得特別会計予算でございます。予算書の準備をお願いいたします。

2枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算のところでございます。

まず、歳入でございます。こちらも款と金額のみを読み上げまして説明とさせていただきます。

款の1. 財産収入11千円。

款の2. 繰入金1千円。

款の3. 繰越金1千円。

款の4. 諸収入1千円。

歳入合計、14千円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部分でございます。

款の1. 土木費13千円。

それから、款の2. 予備費1千円。

歳出合計14千円というふうになっております。中身につきましては、土地取得につきましては、動きがございませんので、平成22年度当初同様の予算措置ということにいたしております。

以上、長くなりましたが私からの補足説明ということでさせていただきます。御提案申し上げました議案につきましてよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

補足説明を求めます。

○健康増進課長（川原源弘君）

皆さんこんにちは。健康増進課のほうから補足説明をいたします。ちょっと長くなりますけれども、議案第4号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第15号及び16号の補足説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず第1に、議案第4号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例のほうからお願いいたします。

これにつきましては、下のページの新旧対照表にございますように葬祭費ということで、被保険者が死亡されたときの、その葬祭料をですね、従前の20千円から30千円に増額いたしまして被保険者の御家族の福祉の向上に寄与したいという形で今回増額するというところでございます。

次、議案第10号 平成22年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）のほうからお願いいたしたいと思っております。

まず、2枚目の裏面、2ページ、第1表 歳入歳出予算補正のほうからお願いいたします。歳入。

款の5. 療養給付費交付金、補正額の1,391千円、合計の56,375千円でございます。

次に、款の6. 前期高齢者交付金、補正額△の20,109千円、合計の205,291千円でございます。

款の7. 県支出金、補正額△の4,542千円、合計の34,678千円。

款の8です。共同事業交付金、△の11,197千円、合計の89,889千円。

款の10. 繰入金231千円、合計の36,087千円。

款の12. 諸収入でございますけれども、補正額98千円、合計の2,104千円。

歳入合計の△の34,128千円、合計の952,740千円でございます。

次に、歳出のほう、下のページ、3ページをお願いいたします。

歳出。

款の1. 総務費でございますけれども、補正額△の1,876千円、合計の6,473千円。

款の2. 保険給付費、補正額の1,750千円、合計の617,954千円。

款の7. 共同事業拠出金、△の1,424千円、合計の99,664千円。

款の8. 保健事業費、△の940千円、合計の4,288千円。

款の11. 諸支出金387千円、14,640千円の合計です。

款の12. 予備費、△の32,025千円、合計の100,821千円。

歳出合計、△の34,128千円、合計の952,740千円となっております。

次に、説明書に入りたいと思っておりますので、3枚めくっていただきまして右下3ページをお願いいたします。

2. 歳入。

款の5. 療養給付費交付金、目の1. 療養給付費交付金といたしまして補正額1,391千円でございます。これは説明にございますように、退職者医療交付金といたしまして22年度の退職者医療給付費交付金が確定いたしましたものですので、これを補正しているものでございます。

次、下のほうの款の6. 前期高齢者交付金といたしまして、目. 前期高齢者交付金、補正額△の20,109千円。これにつきまして前期高齢者交付金といたしまして対象の交付金の減という形で通知が参っておりますので、これを補正するものでございます。

次、7. 県支出金、目の県補助金でございますけれども、補正額△の4,542千円、これ大きいものといたしまして一種交付金という御説明書書いていますけれども、これは医療費給付費の7%ほどを県支出金のほうで賄っておりますので、この額の確定ということでございます。

次のページお願いいたします。

次、4ページのほうです。

8の共同事業交付金、目. 高額医療費共同事業交付金、補正額△の6,750千円、同じくこれ高額医療費の交付金の額の確定でございます。

2番、保険財政共同安定化事業交付金、これも△の4,447千円、上記同様ですね、保険財政安定事業交付金という形でこの確定するものでございます。

次、5ページの歳出のほうに移らせていただきたいというふうに思います。

款の1. 総務費、これも目の2番、連合会負担金という形で減額の1,012千円、これ国保連合会のほうに負担金としてパソコンの改修という形で見積もりをしておったんですけれども、実際がですね、これシステムを改修したところ減額を生じたので、それぞれの構成市町村に割り当て分のほうが減額になったというふうでございます。

次のページ、6ページのほうをお願いいたします。

2. 保険給付費、2. 退職被保険者等療養給付費の補正額増2,800千円、これは説明のほうですけれども、退職者医療給付費の見込み増に伴うところで財源が確定したものでございます。

次の下、2番目、款の2. 保険給付費、目の3. 一般被保険者高額介護合算療養費と4の退職被保険者の介護のほうの合算療養費ですけれども、これはともに介護に係る高額療養費の減という形で△の900千円と下のほうの△の150千円が減額の見込みということでございます。

次のほう下、7ページのほうをお願いいたします。

款の7. 共同事業拠出金ですけれども、目. 高額医療費拠出金、補正額1,283千円です。説明のほうですけれども、大きいものとしての高額医療費共同事業交付金の戻し入れ金がございますので、これを計上させていただいております。

目の2. 保険財政安定化事業拠出金ですけれども、これ補正額△の2,707千円、説明のほうですけど、これも1件300千円以上の医療給付費の減の見込みによってですね、その拠出金の減でございます。

次の下のほうの、款の8. 保健事業費、目の特定健康審査等事業費ですけれども、補正額

△の900千円、これ特定健診の実績の減に伴う補正でございます。

次のページお願いいたします。

8 ページ、款の11. 諸支出金、目の保険税還付金ですけど、補正額で500千円計上させていただいておりますけれども、これ昨年10月に最高裁の判決によってですね、生命保険のうち遺族の方が年金方式で受け取っておられた分がこの最高裁の判例によって非課税扱いということになったものですので、17年度とか今年度までに關する分が還付しなさいという通知がございましたので、その還付するものでございます。

以上で、この議案第10号の補足説明を終わらせていただきたいと思いますというふうに思います。

次、議案第11号 平成22年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第2号）でございます。これにつきましては、平成19年度に老人保健特別会計というのがなくなりまして、後期高齢者医療制度に変わりましたので、これが今年度いっぱいという歳出の予算でございますので、その整理のための補正に係るものでございます。

まず、2枚めくってもらいまして、2 ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお願いいたします。

歳入。

款の1. 支払基金交付金、補正額マイナス63千円。

2. 国庫支出金、減額の40千円。

3. 県支出金、△の10千円。

4. 繰入金、△の206千円。

5. 繰越金1千円。

6. 諸収入216千円。

合計の△の102千円でございます。

次、歳出のほうに移ります。

歳出。

款2. 医療諸費、補正額△の223千円。

款の4. 諸支出金319千円。

5. 予備費、△の198千円。

合計の△102千円となっております。

次、説明書のほうに移ります。

3枚めくって右下3ページをごらんください。

2の歳入。

款の1. 支払基金交付金、目の医療費交付金、補正額△60千円で合計ゼロでございます。これ医療費がかからなかったという形で交付金もゼロでございます。

款の2につきましても医療負担金として補正額△の40千円、これも同様に医療費がなかつ

たという形でゼロでございます。

県支出金も△の10千円、これも同様医療費がなかった分でゼロでございます。

次ページお願いいたします。

4ページ、款の4．繰入金、目の一般会計繰入金ですけど、補正額△の206千円、使った分8千円となっていますけれども、これ必要最小限の事務費という形で使わせていただいております。

次、一番下の5ページですけども、款の6．諸収入、第三者納付金が補正額79千円、これは過年度分の交通事故においてこちらのほうを利用したという方がいらっしゃいましたので、それに対しての還付金という形になっています。あと雑入139千円、これは過年度の医療報酬の返還金でございます。

次のページお願いいたします。

歳出、款の2．医療諸費、目の医療給付費ですけども、補正額210千円、これは先ほど歳入で申しましたように医療費がかからなかったので、歳出がゼロになっています。

次、款の4．諸支出金、目の一般会計繰出金でございますけれども、補正額319千円、これ現金をすべて一般会計に戻すという形で整理したいという形で合計の639千円、これを一般会計に戻して、来年度以降は一般会計のほうからもし何かあったときにはそっちのほうから支出したいというふうに考えております。これの老人保健特別会計は今年度いっぱい終了という形になります。

次に、議案第12号をお願いいたします。

平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第3号）でございます。

2枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の1．後期高齢者医療保険料、補正額△の363千円。

款の2．使用料及び手数料、補正額2千円。

款の3．繰入金、補正額450千円。

5の諸収入、補正額△の92千円。

歳入合計で△の3千円となっています。

次、下のほう3ページをお願いいたします。

歳出。

款の1．総務費、補正額81千円。

款の2．後期高齢者医療広域連合納付金267千円。

款の3．保健事業費、△の140千円。

款の5．予備費、△の49千円。

歳出合計、△の3千円でございます。

次、説明書に入りますので、3枚めくっていただきます。右下3ページのほうをお願いいたします。

2. 歳入につきましては、これも主な事項につきまして説明したいというふうに思います。

款の1. 後期高齢者医療保険料、目1. 特別徴収保険料、補正額△の617千円でございます。現年度分の調定の減の見込みという形で計上させていただいております。

2. 普通徴収保険料254千円、これも同様に保険料の調定の増の見込みでございます。

次の下のほうで、款の3. 繰入金、目の一般会計繰入金、補正額450千円でございますけれども、それで、事務費の繰入金△の175千円、これは事務費のほうを節減した成果でございます、その減でございます。

それと、2番の保険基盤安定繰入金という形で、これは公費負担分ですね、県からの補助金の増という形で入っております。

次のページをお願いいたします。

款の5. 諸収入の目の1. 民生費受託収入という形、補正額減額の141千円でございますけれども、これは特定健診の実績による減という形でございます。

次、歳出に移らせていただきまして、5ページ、3の歳出。

款の1. 総務費の項の2のほうからお願いいたします。目の徴収費ですけれども、補正額△の63千円。これは主なやつを説明で役務費ほうの通信手数料を節約したという形での成果でございます。

次のページをお願いいたします。

ページ6、款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これの目、後期高齢者広域への納付金の267千円の増でございます。これは徴収した保険料が調定額よりも多かったので、その分をまた広域連合のほうへ支払いますので、調定の増という形になっております。

3. 保健事業費、目の保険審査事業費でございます。これは補正額の△の140千円。これは特定健診の実績の減という形になっております。歳入のほうと連動してですね。

以上で議案第12号の補足説明を終わらせていただきたいと思います。

次、議案第15号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計予算書でございます。

同じく、2枚めくってもらいまして、第1表 歳入歳出予算のほうからお願いいたします。歳入。

款の1. 国民健康保険税、金額193,418千円。

款の2. 一部負担金1千円。

款の3. 使用料及び手数料51千円。

款の4. 国庫支出金210,087千円。

款の 5. 療養給付費交付金、金額が61,106千円。

款の 6. 前期高齢者交付206,140千円。

款の 7. 県支出金39,840千円。

款の 8. 共同事業交付金123,743千円。

款の 9. 財産収入 1 千円。

下のほうのページです。

款の10. 繰入金35,922千円。

款の11. 繰越金30,001千円。

款の12. 諸収入2,006千円でございます。

次、歳出に移りますので、4 ページのほうをお願いいたします。

歳出。

款の 1. 総務費、金額5,529千円。

款の 2. 保険給付費622,548千円。

款の 3. 後期高齢者支援金等80,826千円。

款の 4. 前期高齢者納付金等236千円。

款の 5. 老人保健拠出金306千円。

款の 6. 介護納付金35,407千円。

款の 7. 共同事業拠出金123,747千円。

款の 8. 保健事業費6,845千円。

款の 9. 基金積立金 1 千円。

款の10. 公債費10千円。

款の11. 諸支出金1,104千円。

款の12. 予備費25,757千円。

歳出合計が902,316千円となっています。

次に、3枚めくっていただきます。

ページ数3ページをお願いいたします。

歳入ですけれども、款の 1. 国民健康保険税、目. 一般被保険者国民健康保険税、本年度178,405千円、そして、下のほうの退職被保険者等国民健康保険税15,013千円、これはともに前年度比ゼロでございます。大体被保険者数が1,900人から1,950人ほどで推移しております関係上同様という形でしております。

次のページ、4 ページをお願いいたします。

款の 4. 国庫支出金、目の療養給付費等負担金でございます。本年度149,834千円、これは説明のほうですけれども、療養給付負担金としてですね、その多くが保険給付金に充当されるというものでございます。

目の2. 高額医療共同事業負担金、本年度5,153千円、前年度比の1,095千円、これも説明としてですね、高額医療共同事業費交付金の4分の1ほど国庫の負担金として入金されるものがございます。

3. 特定健康診査等負担金ですけれども、本年度1,625千円、比較は740千円で、これ特定健診事業の国と県の3分の1の部分の歳入でございます。

次に、下の5ページのほう、款の4. 国庫支出金、目の1. 財政調整交付金、本年度53,374千円、比較の減額939千円でございます。説明ですけれども、普通調整交付金のほうの43,374千円、普通調整交付金としてその多くは療養費給付金に充当されるものがございます。いわゆる医療費のほうで充当いたします。

そして、あと下のほう、款の5. 療養給付費交付金をお願いいたします。目1. 療養給付費交付金、本年度61,106千円、比較の5,647千円でございます。これ説明のほう退職者医療交付金として主に退職者医療給付金のほうに充当するものがございます。

次のページ、お願いいたします。

6ページ、前期高齢者交付金、目の1. 前期高齢者交付金といたしまして、本年度206,140千円、減額の19,260千円、これは説明のほう前期高齢者交付金といたしまして、前年度の精算という形を踏まえての交付、要するに、支払基金のほうから来年度分という形で確定したあくまでもシミュレーションですけれども、それを確定しましたよという通知がございましたので、これで減額という形にしております。

次、下のほう、7. 県支出金、目の1. 県補助金ですけれども、本年度33,062千円、比較△の1,549千円、説明の節2番、県調整交付金として一種交付金のほうが30,848千円ございますけど、これ療養給付費の7%程度を県のほうの支出金という形で見積もりをされております。

次、7. 県支出金、目. 高額医療共同事業負担金、本年度5,153千円、比較が1,095千円、説明のほうですけれども、高額医療共同事業負担金として4分の1の補助を見込んでおります。

次、下のほう7ページをお願いいたします。

8. 共同事業交付金、目の高額医療費共同事業交付金、本年度20,615千円、比較の4,382千円ですけれども、説明のほう、高額医療共同事業交付金として全額保険給付費のほうへ充当するという形で、レセプトは1件当たり800千円以上の高額医療費を対象として交付されるものがございます。

目2. 保険財政共同安定化事業交付金、本年度103,128千円、比較の18,275千円、説明のほうですけれども、これ保険財政共同安定化事業交付金として高額療養費のほうに充当するものがございます。

次、一枠飛びまして、款の10. 繰入金、目の一般会計繰入金、本年度35,921千円、比較は

5,695千円、説明のほうですけれども、保険基盤安定繰入金のほうに27,743千円という以下でございますけれども、これ医療費給付金の法定分だけを一般会計のほうから繰り入れをいただいているという分でございます。法定以外はもらっておりません。

次のページをお願いいたします。

8ページ、款の11. 繰越金、目のその他繰越金30,000千円でございます。これは昨年同額ですけれども、前年度繰越金という形で30,000千円を繰り越したいというふうに思っております。

次に、歳出のほうに移らせていただきます。

1枚めくってもらいまして、10ページからお願いいたします。

3の歳出、款の1. 総務費、目の1. 一般管理費でございますけれども、本年度4,568千円、比較△の356千円という形で、節の14. 使用料及び賃借料で1,353千円計上しておりますけれども、これ庁舎のアウトソーシング部分のほうを一部負担しているというものでございます。

次の2. 連合会負担金という形で、今年度493千円、比較が△の1,925千円という形でことし大幅にちょっと減になっておりますけれども、昨年度は国保連合会のパソコン改修がありましたので、それに対してちょっと大きかったんですけれども、今年度はパソコン改修がございませんので、493千円の歳出という形でなっております。

次のページ、11ページをお願いいたします。

款の1. 総務費、目の1. 運営協議会費という形で本年度25千円、比較の△の279千円という形で、これ減したのは旅費の部分、国民健康保険運営委員さんの研修を今年度計上していないという形での減になっております。

次のページをお願いいたします。

ページ12、2. 保険給付費、目の1. 一般被保険者療養給付費の本年度480,000千円で、合計で544,295千円でございますけれども、比較は主にゼロ円でございます、目の2. 退職被保険者等療養給付費が6,000千円比較増になっておりますけれども、これ退職者の方の医療費増が見込まれるという形で6,000千円計上させていただいております。前年度というか、22年度ぐらいはおおむね毎月4,000千円ほどだったんですけれども、ちょっと上がりまして、月500千円ほど上がるじゃなかろうかという見込みしております。月4,500千円ほどを計上させていただいております。

次は、下の13ページをお願いいたします。

款の2. 保険給付費ですけれども、目. 退職被保険者等高額療養費、本年度12,000千円、3番の一般被保険者高額療養費、合算療養費ですけれども、これも1,000千円という形で前年度同様という形になっております。目の2の説明のほうですけれども、退職者の高額療養費の補助金という形で、おおむね大体毎月1,000千円ぐらいあるんじゃないかという形

で思っています。

次のページをお願いいたします。

それで、次のページ14、款の2. 保険給付費、目の葬祭給付費、本年度750千円、前年度500千円、比較250千円ですけれども、これが議案第4号の国民健康保険条例の一部を改正する条例という形で葬祭費を20千円から30千円に増額した分でございます。

次のページ、15ページ、款の3. 後期高齢者支援金等という形で、目の1. 後期高齢者支援金、本年度80,817千円、減額の1,806千円という形で、後期高齢者の医療支援のほうがちよっと減額になったという形でございます。

次のページをお願いいたします。

16ページ、款の5. 老人保健拠出金として目の1. 老人保健医療費拠出金、本年度300千円、減額の444千円という形で拠出金の減であります。

次の、款の6. 介護納付金でございます。目の1. 介護納付金、本年度35,407千円、比較は5,333千円、これは介護のほうの介護納付金保険料の12.5%ほどを市町が負担しておりますので、その介護納付金の総額の増という形での増になっています。

次、17ページをお願いいたします。

款の7. 共同事業拠出金ですけれども、目の1. 高額医療費拠出金、本年度20,616千円、比較の4,383千円、説明のほうに移らせてもらいますけれども、これはレセプト1件当たり800千円以上の高額医療費のほうの増額があったという形で歳入で申し上げましたとおり、これも歳入増に伴う拠出金でございます。

次の、目の2. 保険財政共同安定化事業等拠出金でございます。本年度103,129千円、比較の18,276千円、これも保険財政の平準化のための市町が拠出金を出し合っているものという形で、今回上峰町の方はちょっと18,000千円ほど多くなったという感じでございます。

次、款の8. 保健事業費という形で、目の1. 特定健診等事業費という形で本年度5,230千円、比較増の989千円で、大きいものとしたしましては、13. 委託料、特定健診の委託料がですね、これ23年度は6月22日から25日までに実施しようという形の、これの対象者の増を見込んでおる関係でございます。

次のページをお願いいたします。

款の8. 保健事業費という形で、目の2. 疾病予防費、本年度1,196千円、比較の879千円でございます。大きいのが11の需用費540千円見込んでおります消耗品をですね、これ補助対象分として23年度は特定健診の啓蒙推進により一層力を入れようという形で、補助対象のほうから各個人さんがですね、健診結果等を保管できるような健康管理ファイルを対象者に配付しようという関係で、これはちょっと大きなものでございます。それと、13の委託料、人間ドック検診委託料、これは保健事業として人間ドック、国保対象の方が人間ドックなかなか難しいものですから、これの人間ドックを実施してもらおうという形、自己負担金9千

円いただいて、10名さんほどの人間ドックを啓蒙していきたいというふうに思っています。

以上、議案第15号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計の予算の説明を終わらせていただきます。

最後になります。議案第16号 平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算書のほうをお願いいたします。

まず、2枚めくっていただきまして、2ページお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

款の1. 後期高齢者医療保険料、金額63,538千円。

款の2. 使用料及び手数料、金額2千円。

款の3. 繰入金17,730千円。

款の4. 繰越金1千円。

款の5. 諸収入、金額367千円。

次、3ページの歳出に移ります。

款の1. 総務費、金額305千円。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、金額80,868千円。

款の3. 保健事業費、金額333千円。

款の4. 諸支出金、金額32千円。

款の5. 予備費、金額100千円。

歳出合計の81,638千円となっています。

同様にまた3枚めくってもらいまして、右下3ページをお願いいたします。

歳入の款の1. 後期高齢者医療保険料、目といたしまして1番の特別徴収保険料、本年度39,914千円、比較の減額といたしまして1,198千円。

2番の普通徴収保険料、本年度の23,634千円、合計の63,538千円となっておりまして、ともに平成22年度の見込みからの算定という形でしております。これは全額、後期高齢の事務局のほうに納付するという形になっています。

次、款の3. 繰入金、目の一般会計繰入金、本年度17,730千円、比較の1,046千円。大きいとしまして、保険基盤安定の繰入金でございまして、これ県費として3分の1の補助があるという形で、これ一般会計でまず受け入れて、こちらのほうに来るという形でございませう。

次のページをお願いいたします。

下のほうのページ、5ページ、款の5. 諸収入、目の1. 民生費受託収入という形で本年度333千円、比較83千円でございますけれども、説明のほう、これは高齢者の特定検診を国保の集団検診のほうの特定検診のほうと一緒にしています関係上、後期高齢のほうから受託して実施するものでございまして、今年度対象者の増を見込んで比較の83千円という形になっ

ています。

次のページお願いいたします。

歳出のほうに変わります。

款の1. 総務費、目の1. 徴収費のほうからお願いいたします。本年度285千円、比較の△の102千円、これの大きいのといたしましては、12の役務費171千円でございます。この152千円の通信運搬費ですけど、これ保険料の通知等を郵送という形で152千円計上させていただいております。大きいのはそれぐらいですね。ここに△の102千円というのはですね、これ通信費の事務費の節減を図ったための減という形でなっております。

次のページ、7ページ、款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。目. 後期高齢者医療広域連合納付金、本年度80,868千円、比較が1,284千円でございます。保険料納付金となっております。

次の款の3. 保健事業費、目の1. 健康審査等事業費という形で本年度333千円、比較の83千円、これ先ほど申しましたように、13の委託料、特定健診を後期高齢のほうを受託するという部分でございます。

以上で議案第16号ちょっと長々と申しましたけれども、以上で健康増進課のほうの補足説明を終わらせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。補足説明の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時56分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、補足説明を求めます。

○建設課長（江崎文男君）

失礼します。私のほうからは議案第5号、6号、13号並びに18号の補足説明を申し上げます。

まずは議案第5号でございます。上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

下水の使用料金につきましては、昨年7月より一般家庭以外の事業所につきましては、水道使用水量に対しての従量制ということで移行いたしましたところでございます。7月以降につ

きまして、この改正に伴って、月約200千円ほどの増収が今実績として上がっているところでございます。

今回の改正ですけれども、一般家庭と事業所の併用住宅、要するに、床屋さんとか美容院あたりが一般家庭と一緒にあって業をなす家庭を併用住宅と言いますけれども、その併用住宅の使用料の算定の方法でございます。

今現在、事業所につきましては、先ほど言いました使用水量メーターの読みよっての従量制ということでしておりますけれども、一般家庭につきましては従来どおりの1戸当たり2千円、1人当たり500円ということでしております。その関係で、一般家庭と事業所の併用になりますと、その使用料金を分けて7月以降計算しておりましたけれども、しかしながら、使用水量メーターにつきましては併用住宅に1個ございますので、必然的にその使用水量メーターの読みよっての従量制に今回変えていきたいと思っております。今まで事業所と一般家庭に複雑な算出方法でしておりましたけれども、従来の使用水量メーターの読みよる算出方法に今回変える分の改正でございます。

続きまして、議案第6号でございます。町道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、上峰町道路線を次のとおり認定したいので、町議会の議決を求めるということで、今回、2路線の町道認定をお願いする分でございます。

議案の次のページに位置図、それと、その路線網図がつけてありますけれども、場所につきましては、東屋形原分のグリーンレイクタウンの中の道路でございます。路線番号といたしましては8251、路線名、グリーンレイクタウン1号線、起点、上峰町大字堤字谷渡1651番地36地先、終点、同じく上峰町大字堤字谷渡1651番地259地先。続きまして、路線番号8252、路線名、グリーンレイクタウン2号線、上峰町大字堤字谷渡1651番地262地先、終点、同じく上峰町大字堤字谷渡1651番地274地先になっております。

この団地につきましては、平成10年の9月、それがグリーンレイクタウン1号線のところの分譲の申請でございます。同じく左側のグリーンレイクタウン2号線につきましては、同年、平成10年の11月11日での開発申請がおのおの出ている分でございます。

しかしながら、開発の途中半ばで申請者のほうの会社が倒産というような理由によりまして、今まで現在、道路の寄附がなされていない部分でありましたけれども、今回、この路線につきましてはすべて寄附採択を受けましたので、今回、町道認定の運びになったわけでございます。

続きまして、議案第13号でございます。平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第4号）の分でございます。

2ページをお願いいたします。

2ページの歳入の部でございます。

款の分担金及び負担金、項の分担金、補正額3,860千円、計の6,680千円でございます。

款の4の財産収入、項の1の財産運用収入、補正額41千円、計の42千円でございます。

続きまして、款の5.繰入金、項の繰入金、補正額、減の4,382千円、計の276,945千円でございます。

歳入合計、補正額、減の481千円、計の524,215千円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部です。

款の総務費、項の総務管理費、補正額、減の12千円、計の172,856千円。

2の事業費、項の1.事業費、補正額、減の69千円、計の6,531千円でございます。

同じく款の3の公債費、補正額、減の400千円、計の341,938千円です。

歳出合計、補正額、減の481千円、計の524,215千円でございます。

続きまして、説明書のほうに移らせていただきます。説明書のほうの3ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。

款の分担金及び負担金、項の分担金でございます。これにつきましては受益者分担金の新規加入分でございます。一般住宅が12戸で2,400千円、共同住宅が4棟分の1,460千円が新規加入分として入ってきておりますので、今回、補正をお願いしたいと思っております。

続きまして、款の財産収入、項の財産運用収入、1の利子及び配当金ですけれども、これにつきましては、農業集落排水事業の減債基金の利子分でございます。

続きまして、款の繰入金、項の繰入金、目の一般会計からの繰入金でございますけれども、これにつきましては、先ほど企画課長のほうから申し上げましたとおり、一般会計の中の農業費の地域整備事業での農集排への繰出金ということで減額の4,382千円、これにつきましては、先ほどの受益者からの新規加入の分担金等が入ってきておりますので、その分を一般会計へお返しするという意味合いのものでございます。

続きまして、4ページの歳出のほうです。

款の1の総務費、項の1の総務管理費、目の一般管理費でございます。負担金、補助及び交付金の佐賀県農業農村整備事業推進協議会への負担金、減の4千円でございます。これについては負担金の確定による減でございます。

同じく目の2の減債基金費でございますけれども、これにつきましては、先ほどの利子分の積み立てでございます。

続きまして、款の2の事業費、項の1の事業費、目の事業費でございます。節の委託料でございますけれども、低コスト型集落排水施設更新業務委託ということで、これにつきましては、契約残が出ましたので、今回、契約残として69千円減額する分でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

款の3の公債費、項の公債費でございます。これにつきましては、2の利子といたしまし

て、一借分として当初計画しておりましたけれども、今年度一借分がありませんでしたので、その利子分として400千円減額する分でございます。

議案第13号については以上でございます。

続きまして、議案第18号をお願いいたします。

今年度、平成23年度の予算につきましては、まずは事業費、事業費につきまして、計画人口の増加による坊所処理区の機能強化事業ということで、平成23年度から事業計画をしているところでございます。

また、一般管理費につきましては、年々の処理施設等の維持管理の一般管理費の増加等についてですけれども、23年度以降につきましては、その一般管理費の維持管理分をコスト縮減するという意味で、処理場等の維持管理につきまして、一括契約方式に変えたいと思っております。

それでは、中身についての御説明を申し上げます。

まず、2ページをお願いいたします。

2ページの歳入の分でございます。

款1の分担金及び負担金、分担金が281千円でございます。

款2の使用料及び手数料、使用料といたしまして124,500千円。

款3の県支出金、項の県補助金といたしまして6,500千円。

款4の財産収入、項の財産運用収入といたしまして1千円。

款の5の繰入金、項の繰入金、一般会計からの繰入金といたしまして284,463千円。

款6の繰越金、項の繰越金として1千円。

款の7の諸収入、項の預金利子及び雑収入として、おのおの1千円出しをしております。

款の8の町債、項の町債107,200千円でございます。

歳入合計といたしまして522,948千円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款1の総務費、項の総務管理費167,107千円。

款2の事業費、項の1の事業費8,636千円。

款の3の公債費、項の1の公債費346,705千円。

款の4の予備費、項の予備費といたしまして500千円でございます。

歳出合計といたしまして522,948千円でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては起債の関係でございます。起債の目的といたしまして、資本費平準化債、限度額といたしまして107,200千円でございます。

続きまして、予算関係の説明書に移らせていただきます。

説明書の3ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。

款の1の分担金及び負担金、項の1の分担金、目の分担金でございます。これにつきましては、受益者分担金といたしまして、過年度分についての280千円と新規加入分の1千円を計上しております。

続きまして、款の2の使用料及び手数料、項の使用料、目の使用料でございます。これにつきましては下水道の使用料ということで、現年度使用料123,000千円、過年度分の使用料といたしまして1,500千円計上しております。

続きまして、款の3の県支出金でございます。項の県補助金、目の県補助金、これにつきましては、1つについては低コスト型農業集落排水施設更新支援事業補助金といたしまして5,000千円です。これにつきましては、昨年、一昨年と調査をいたしまして、ことし23年度についてはその計画書づくりということで、補助事業として計上しております。

次、2番目の地域整備交付金ですけれども、これにつきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、坊所処理区の機能強化ということで23年度より計画をいたしております。まずは基本設計費ということで補助金を1,500千円計上しているところでございます。合計といたしましては6,500千円でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページの財産収入につきましては、これにつきましては、農業集落排水事業の減債基金の利子ということで1千円計上しております。

款5の繰入金、項の繰入金、目の一般会計繰入金でございます。繰入金につきましては、金額として251,433千円でございます。

続きまして、目の2の農業集落排水事業減債基金の繰り入れということで、これにつきましては、元利償還のための減債基金からの繰入金ということで33,030千円計上しております。

続きまして、6の繰越金、項の1の繰越金、目の繰越金につきましては、今のところ1千円予算ということで計上しております。

続きまして、款7. 諸収入等につきましては、預金利子及び雑入ということで、それぞれ1千円ずつ予算計上しているところでございます。

款の8の町債でございます。項の1の町債、目の下水道事業債ということで、資本費平準化債として107,200千円起債をする予定でありますので、今回、計上しているところでございます。

続きまして、歳出の部でございます。6ページをお願いいたします。

6ページを見ていただきますけれども、先ほど御説明しましたとおり、一般管理費につきましては、23年度より一括での処理場維持管理の委託ということで計上をしておるところでございます。

中身につきましては、まずは目の一般管理費の節の需用費でございますけれども、昨年度までにつきましては、ここに光熱水費ということで上げておりました。要するに水道料、それと電気等がここに光熱水費として計上していたわけでございますけれども、先ほど御説明したとおり、それを一括して委託費ということで今回計画しておりますので、その光熱水費については23年度は削除しております。また、次の節の12の役務費でございますけれども、この役務費につきましても、22年度までは汚泥のくみ取り料、それと電話料と2つこの説明書きのほうに入っておりましたけれども、これもまた先ほど言いましたとおり、一括の委託ということで、その汚泥くみ取り料、それと電話料についても23年度については削除しております。

続きまして、節の13の委託料でございます。この委託料のところの説明の次のページの7ページをごらんください。委託料の7ページの一番下のほうに農業集落排水処理施設維持管理委託料ということで120,761千円計上しております。今回、先ほどから説明を申し上げましたとおり、ことし23年度から、要するに、光熱水費、汚泥のくみ取り料、電話料、それと、通常の維持管理費を一括したところでこの委託料の中で契約をして、7処理区を一括契約の方式に23年度からは変えていきたいと思っておりますのでございます。

続きまして、同じく節の14の使用料及び賃借料、これにつきましては、中継ポンプ等の電柱等の借地料等が計上されております。146千円でございます。

それと、節の16の原材料費、これにつきましては、下水道のマンホール周り等のくぼみ等が出てきておりますので、それを補修するためのアスファルトの原材料費でございます。100千円計上しております。

節の19の負担金補助金及び交付金につきましては、佐賀県農業農村整備事業推進協議会に40千円、地域資源循環技術センター会費として20千円計上しております。

続きまして、節の23の償還金利子及び割引料でございますけれども、これにつきましては、一応使用料関係の還付が出てきたときのための50千円ということで計上いたしております。

続きまして、節の27. 公課費でございますけれども、この公課費につきましては、毎年度消費税といたしまして、うちのほうから税務署のほうに納める分の消費税でございます。公課費として、ことしは100千円計上しております。

続きまして、8ページのほうをお願いいたします。

同じく款の1の総務費、項の1の総務管理費ということで、目の減債基金でございます。減債基金につきましては節の積立金ということで、農業集落排水事業の減債基金積み立てということで36,291千円積み立てるようになっています。これにつきましては、一般会計からの繰入金の中に含まれている分の積み立てということになります。

続きまして、款の2の事業費、項の1の事業費でございます。目の事業費、その中で節の13の委託料でございますけれども、先ほど収入の中の補助金のところで御説明申し上げまし

たけれども、23年度において低コスト型の集落排水施設更新事業委託料ということで、23年度で最後の年になります。21年度、22年度で調査をいたしまして、23年度で計画書づくりということで5,500千円計上しております。そのうち、先ほど申し上げました5,000千円が補助金という形になります。同じく坊所地区の機能強化基本設計業務委託料でございます。これにつきましても先ほどから御説明しておりますとおり、平成23年度より坊所地区の機能強化をする計画でありますので、まずは23年度で基本設計ということで3,000千円計上しております。このうち半分の1,500千円が先ほど説明しましたとおり補助金として町のほうに入る分でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

款の公債費、項の公債費、目の元金でございます。23年度におきましては、償還金といたしまして249,480千円の償還元金が計上してあります。

同じく目の2の利子でございます。節の償還金利子及び割引料のところですが、これにつきましては償還利子ということで、通常の償還利子と一借分の利子ということで、合計の97,225千円計上しております。

最後になりましたけれども、款の4の予備費といたしまして500千円計上している分でございます。

以上をもって私のほうからの説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、以上で補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号及び議案第20号、提案理由の概要説明を求めます。

○4番（碓 勝征君）

私のほうから19号、20号につきまして御提案を申し上げます。

まず、19号でございますけれども、

平成23年3月4日

上峰町議会

議長 大川隆城様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

提案理由

4月に機構改革が行われるということでございます。

上峰町課設置条例の改正に伴い、常任委員会の所管の範囲を改正する必要があるため。

議案第19号

上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例

上峰町議会委員会条例（昭和50年上峰町条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）を次のように改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第20号。

平成23年3月4日

上峰町議会

議 長 大 川 隆 城 様

提出者	上峰町議会議員	碓 勝 征
賛同者	上峰町議会議員	中 山 五 雄
〃	〃	岡 光 廣
〃	〃	吉 富 隆
〃	〃	松 田 俊 和
〃	〃	林 眞 敏
〃	〃	橋 本 重 雄
〃	〃	寺 崎 太 彦
〃	〃	原 田 希

上峰町議会議員の議員報酬の支給額の特例に関する条例の一部を
改正する条例案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

提案理由

このことにつきましては、各議員それぞれ御意見がございまして、最終的には次のとおりに提案をすることになりました。

町の財政健全化のため、議会としては引き続き議員報酬の支給額を減額する。

議案第20号

上峰町議会議員の議員報酬の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例

上峰町議会議員の議員報酬の支給額の特例に関する条例（平成19年上峰町条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成22年4月から平成23年3月まで」を「平成23年4月から平成24年3月まで」に、「100分の85」を「100分の90」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第9号

○議長（大川隆城君）

日程第5．議案審議。

議案第9号 平成22年度上峰町一般会計補正予算（第4号）、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

款8．土木費の30ページでございますが、節の15、17についてお尋ねをさせていただきます。

工事請負費、公有財産購入費、いずれもどこの場所でしょうか、お尋ねをいたします。

○建設課長（江崎文男君）

場所につきましてですけれども、平成20年度まで事業を行ってございました西峰東西2号線の避難道路についての事業費でございます。場所につきましては、上峰小学校より南のほうに下りまして、2号線との4差路、もとの吉田さんの角ですけれども、それから東のほうにあります中山光吉さんのところが、この事業計画の中でまだ工事が終わっていないところがございます。今回、この計上している部分については、その中山光吉さんの分の場所ということになります。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

この案件につきましては大変難しい問題だと私は考えております。なぜならば、もう3年、4年も前のことだと記憶しておりますが、一回この案件につきましては否決を見ております。それにはそれなりの理由があつての否決だったと記憶をしております。

そういった中で、議長さんが新しくなられまして、1月26日の西日本新聞の「ぴーぷる」の掲載、それから、佐賀新聞の23年2月25日の「こんにちは」という面の中にいろいろな問題等々が出されております。否決の問題がここでうたわれております。こういったことがこの問題等々と関連をしております。これは大川前行政のときにこの問題が起きております。この問題については、同じ金額で提案がされて否決になっております。

そういった中で、今回、武廣行政になってからも全員協議会等々を開きました。その中でも行政が買うということであれば買わんかいと。しかしながら、今建設課長言われるような、吉田さんのところの問題等々があつて、これを解決しない限りはできないというのが全員協議会の結論であつたと思ひます。それをいとも簡単にここの補正で出てくるのに私は大きな疑問があると思ひております。

先ほど申しましたように、この新聞の掲載が大きくこれは佐賀県いっぱい、いわば隣接しておる福岡県にまでもこれは届いております。いかにも議会が悪いようなことにしか僕はとつておりません。議長に対してこれを厳しく全員協議会の中で私は追及をしております。自分のコメントを他人に転嫁されております。新聞社がよかごと書いたろうもんとか、町民がこういうことを言っているとか、大きな問題があるから僕は厳しく議長に対して申し入れをしておるところでございます。こういった案件があつて、今、補正を組むべきものか。私はもっと行政と議会が議論を重ねて、否決にならないような対策を講じるべきだと私は強く要望する次第でございます。

ここで、町長の御意見を賜りたいというふうに思ひます。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員の質問の御趣旨がちょっとわかりませんでした。新聞等々の掲載のことと、この西峰2号線の予算に関して、どういう趣旨で御質問されたか、もう一度教えていただくことはできますか。

○8番（吉富 隆君）

否決という問題について関連がございます。このコメントを見れば、行政側から案件が出たことについては通さんばいかんみやあもんというふうに僕はとらえております。議会というものは、町長が招集をされて、案件も町長が一括上程をされます。ということは、町長から案件が出たことについては、議会で議論をしてくださいよということだと僕は思ひます。行政にこの新聞のことを申し出ているわけじゃございませんよ。それは町長理解してください。私は、こういったことが議会人として議論する立場がなくなるのではなからうかと。だから

こそ、私は二元制代表制というのは強調をしてきました。今までも、今後も二元制代表制は厳しく強調をしております。そういった意味合いを含めておるところでございます。

この問題については、町長さんと議会は全員協議会の中で説明もいただきました。しかし、結論には満ちておりません。ここの土地購入については僕はやるべきだと基本的には思っております。しかしながら、吉田さんところの問題等々、あの避難道路をつくる時にいろいろな問題がありました。その流れを知っているのはこの議員の中には4人しかおりません。その中身を知らずして、こういうふうなコメントを議長さんたるもんが出すべきかというのは、僕は本議会でもちよろっと触れさせていただきよるだけでございまして、その辺については理解をしてくださいとお願いしているところでございます。

しかしながら、この案件は非常に難しい問題がありますので、もっとも行政側として議会と協議を重ねて、基本的には否決にならないような案件の提出をお願いしているところです。

今、補正をせんでも、今後いろいろと議論をされて、そして、うまく議会と行政が議論をする中で案件として提出をしていただければ、非常にこういった問題等々にはならないであろうと、こう考えております。これは全員協議会を一回開いたからいいというもんじゃございません。物すごいいろいろな意見があつて否決を見、また、再度町長さんが出すということは、私は反対をしているわけじゃございませんので、そこら辺のところをよくよく吟味していただくようにしないと、これはできない問題である。僕はこの土地購入だけであれば、いともなく賛成をいたします。工事費まで含んでおります。これは三、四年前出た金額と同じ金額ですよ。

ただし、議員の中からは厳しい意見が出たはずですが、安全面については、吉田さんところの解決をせんならでけんよと町長には指摘をされております。そういったこともなし、補正でぼんと出す自体に僕は疑問を持っているので、町長のお考えをお尋ねしているところでございます。

○町長（武廣勇平君）

今、8番吉富議員がおっしゃった、西日本新聞と佐賀新聞への記事の掲載とこの西峰2号線の相関が少しわかりませんが、あえて申し上げれば、二元制代表制ということで私は手続等は踏んできておると思っております。議案審議、まさにこれ町民の皆さんに開かれた場所で、この議案について確かな公共性をもって提案しているかということで申し上げれば、安心・安全のために、これは早く直ちに予算として計上しなければなりませんし、この設計費は土地開発公社で持っておりますし、その分も早く解決していかなければいけません。また、中山議員は吉田さんのところの問題は早急に解決すべしという御意見も賜っております。これは本当にそのとおりでございまして、今後計画的に対応していくということで私も発言をしております。

その中で、中山議員を除く議員さんたちの最も多い否決の理由は、ここの部分については財政の健全化、財政が余裕が出てくると並行して進めていくべしという御意見だったと当時は記憶しております。よって、ここは早急に今買い戻して工事は進めなければいけないという視点に立っておりまして、議案を提案させていただいているわけでございまして、先ほどの新聞記事との関係はよくわかりませんが、私どもは安心・安全の確保のために早急に議案を提案しているわけでございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

町長さんの説明には私は納得できないんですよ。この問題につきましても、私も早急にすべきだというふうには思っておりますが、この問題については吉田さんところの安全と言うならば、あそこの解決はどうされますか。これはそこに関連が大きく左右される問題であって、それを議会ともう少し煮詰めたところで提案をしてほしいと言っております。だから、途中でこれは町長さんがどう理解されたかわかりませんが、議会としては、そこまで解決をした上でということであったと僕は記憶しております。だからこそね、この問題については根が深いんですよ。ね、町長さん、そがんでしょう。だから、こういった案件を出されるのには、スムーズな議会運営になるようなことで、執行部の方もよくよく考えた上で提案をしてほしい。そういう議論もせず補正と。僕は否決になるかどうかはわかりませんが、これは。もしですよ、否決になったら、また議長さんが言うようなことでなります、否決が多いとか。——執行部はこそこそ話さんで聞きよかんですか。質問の途中じゃなかですか。財政が厳しい折にね、先ほど碓総務厚生常任委員長から提案されたように、議会も行政に対して議員立法で削減をやっているわけですから、財政が厳しいと施政方針の中にも出ております。きちっとした形で、きちっとして議会に提案をしていただくようお願いばしよつとですよ。これは3年も4年も前からの案件なんですよ。否決した理由さえ調べておるですか。議事録見てくださいよ。これは議事録にきちっと載っております。新しい議長さんからまで議会がこぎゃん言われんばとですよ、新聞に掲載されているように。だから、なるべくならば、そういったことのなきように議論をするべきであろうと、そう思います。いま一度町長の考え方をお聞きしたい。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員の御質問にお答えいたします。

私は、熟議をしていないということでございますが、この議案審議に臨む前に全協も開いておりまして、難しい問題が具体的にいろいろあるから、もっと話し合いをすべきということであれば、全協の前に何をもってどういう場を開けということかお聞きしたいわけでございますけれども、私としては、全協でもさきの議会でこれを否決された——否決というか、提案をできなかったと。議会との間で話がまとまらなかった部分がございますけれども、

これについては計画的に対応していくことで御了解をいただいているものだというふうに理解をしております。

○8番（吉富 隆君）

町長さんがどういう理解をされようと、それは町長の考えでいいと思いますよ。しかしながら、議会とのコミュニケーション、いわゆる議会と行政は両輪のごとくという言葉もございます。それは議論をして、お互いが話し合いの上で前に進みましょうというのが両輪のごとくだという言葉だと私は解釈しております。一回だけです、全員協議会を開いて結論に満たなかった。それを自分勝手な判断をされて提案ということはいかがなもんかと思っております。

○町長（武廣勇平君）

平成20年の12月12日に上峰町議会、当時の議員さん、岡光廣議員以下賛同者8名によりまして、この修正案の提出ということでございますけれども、提案の理由としては、当時、こう書かれております。「町の財政健全化のため、歳入の増加対策と歳出削減対策は急務であり、補助金削減、報酬削減、給与削減等を実施している中での町単独経費による用地購入を伴う道路改良事業は極力控えるべきである。」と。

私どもは今回の補正予算で、きめ細かな交付金という国からの交付金を活用してこの議案を上げておりますので、そういう環境が整ったというふうに理解していただきたいと思えます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

それは財源の問題であって、避難道路をつくる時の問題等々がネックにあります。だからこそ、吉田さんとこの安全面の問題については厳しい意見が議会から出ているじゃないですか。それは財源の問題でしょう。

○町長（武廣勇平君）

では、お聞きしますが、この国からの交付金というのはもう今年度以降あるかどうかわかりません。これ経済対策で出てきているわけでありまして、この活用を逃しては、町の単独経費を用いての事業展開をしなきゃいけないふうになってまいりますので、私としてはぜひ吉富議員にもその点も踏まえていただき、これには御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

財源面については、私はこの問題については反対をしているわけじゃございません。先ほど来、私はそういうふうに話をさせていただいておるわけですが、吉田さんとこまでの関連というのが、厳しい議会からの意見があったのは事実でございます、全員協議会の中でも

その旨出てきております。だから、もっともっと議会とのコミュニケーションをとっていかないと、この問題はなかなか解決しない。当然吉田さんのところは危険であろうと私も思います。そのため、あそこは路線変更までしてやって工事を前町長時代にやっておるわけですから、そういった面を含めたところでこれ否決になっているんですよ。一回否決になった案件については、財源ができたからということではなかなか難しい面がありますもんね。そこから辺までね、よくよく協議をされて出されれば、これは何も言うことないと僕は思いますよ。

実を言うと、地権者、私のときにちょうどお見えになって、ここは町のために必要かいという問い合わせが来ました。その中で、私は必要だとお答えをしました。必要であるのは事実であって、安全面と吉田さんとこの問題等々が絡みがあるんで、それを行政としては解決して案件として出していただきたい。

しかしながら、町長は今御答弁の中にあるように、100：0の財源であるということでございますので、これに反対は僕はしません。いずれあそこを11,000千円程度の金額で工事をされ、非常にすばらしい道路ができると思います。そのために吉田さんここに危険度が高いという意見で、これは修正だったと記憶しております。否決じゃなくて修正ね。議会からの修正案を出して解決を見て、眠ったままになっておりました。しかし、100：0の予算がつくということであれば一番いいチャンスである。当然やるべきだと僕も思うけれども、その解決をしておかないと後を引きます。その件について行政は議論をされたのかどうかお尋ねをしているところでございます。

○議長（大川隆城君）

9番中山五雄君。（「議長、異議があるですよ。私がお尋ねしよって何で質問ですか」と呼ぶ者あり）大変失礼いたしました。

それでは、執行部、答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

これは私、この修正案の内容を見ましても、議会のコンセンサス、御理解をこの文面どおりにいたしております。その上で財源的には100：0のこのきめ細かな交付金の活用ということをして、ひいては、あそこを事業しまして、見通しがよくなることで交通の利便性も高まり、また事故の防止につながるものだと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

確かに町長言われるようなことで、100：0ですから早急にやるべきだと思います。だから補正だと思います。年度変わりでございますので。

ただ、吉田さんとこの安全面、それをお尋ねしているわけですから。あのとき修正をかけたのは、あそこは真つすぐなったらスピードが出し過ぎて危険度が高くなるという、議事録を見てください、そういうふうに乗っていますんで。だからね、よほどその問題を解決され

て、案件として出してほしいということを申し上げているところですよ。それが解決すれば、早くやってくださいよと逆にお願いしますよ。そういう吉田さんとの問題の関連については動きをされたですか。特に町長ばかり動くわけにはいかんでしょう。建設課長どうですか、その件について働きかけはされたんですか。この問題はあなたが一番知っておるでしょう。課長どうですか。

○建設課長（江崎文男君）

先ほどの平成20年の12月でこの予算については修正をなされております。その後においては、私、建設課長としては吉田さんとはお会いしておりません。

○8番（吉富 隆君）

そうでしょう。だから、それはやっぱり町長さんが課長さんに対して、こういう問題があるんで、話をしに行けというような命令ぐらいはやっぱり町長さんせんばいかんですもんね。私はそがん思うですよ。その問題がなけりゃ、僕は早くつくってくださいと、一般会計からの負担でもやったほうが良いと僕は思っています。あそこの道路については大変議会からも前町長は厳しい追及も受けておられます。いろいろな問題がある案件ですよ。だから、こうして質問をさせていただいておるわけですから、なるべくごたごたがないような形でのこの案件の解決をしてほしいと思っております。それがなけりゃ問題じゃないですよ。やっぱり地域からの発言があれば、地域の議員さんにはそういったことをお願いに来られます。本議会で言わざるを得ないですね。今後、そういうことがないようなことでの私は厳しい意見を言っておりますが、当然修正なり否決なりという問題は今後もあるでしょう。

そうしますと、本議会になればメディアの方は大勢お見えになります。明るる日、すぐ新聞に載ります。そうすると、議会何しよっかいというのが町民の意見であります。そういったことは議会として避けて通るべきだと、なるべくなら通るべきだと思います。しかしながら、議会側から見れば、やはりチェック機関である以上はチェックをしますよ、それは。それが議会の仕事ですから。そのチェックさえせんなら、議員の資格はないと僕は思っています。だから、今後も厳しくそういったことには追及をさせていただきます。

23年になって初めての議会ですよ。これには当初予算も入っています。これは当初予算のときはまた質問もしますが、この補正予算についても、この問題について、ただ単に100：0だからといってできる問題ではないでしょう。吉田さんとこの解決を早急にさせていただいて着工をお願いするわけでございますので、その辺に今後の対策としてどうお考えか、お尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

吉田さんにつきましては、いろいろさまざま中山議員から御意見を賜ってございましたので、今後いろんな意見を、担当課長初めまして、私も足を向けてぜひまいりたいと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

今、町長さん、ここでお約束をされましたけれども、もう3月もきょう4日でございます、3月いっぱいには解決しないと、これどうなるの、この案件。そんなに難しい案件なんですよ、これ町長。大川行政から武廣行政にいいも悪いも引き継がざるを得ないですよ、町長さんは。これは非常に問題があって、もう非常に早急にそういった解決をしてもらわないとできない問題であって、町長、建設課長等々で解決すると今おっしゃいますけれども、どのような方針を持って吉田さんに臨まれますか、お尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

吉田さんの意見は、今、以前から中山議員がおっしゃっていることを間接的に聞きしていただくわけですので、直接どういう意見をお持ちなのか、私も足を運んでいきたいと思っていますと申し上げさせていただいたところでございます。

○8番（吉富 隆君）

ここで中山議員という固有名詞を町長使うべきじゃないんじゃないですか。議会総合の意見なんです、これは。議員さんみんなその時点ではそう思っておられました。中山議員が言うたけんするとかさい、そういう問題じゃないでしょう。議員の皆さんは全員がそうは思っていないと思います。しかしながら、議会制民主主義というのがございまして——よかですか。過半数の人が言えば議会なんです。議会から行政に対してのお話ということになるんですよ。これは固有名詞を出すということは、出された者は余りよか気持ちはせんでもんね。これが本議会なんです。全員協議会で言っているわけじゃないですよ。何がおかしかったですか、町長は。中山議員と目と目を合わせて笑いよるぐらいですか。そういうことであれば、僕はこれは賛成をしかねますよ。よかですか。中山議員から聞いただけでわからんとか、そういうことじゃないでしょう。町長は24時間仕事するちゅうて町民の皆さんにも公約していますよ。この間、全協の後でも補正予算を組むということであれば、もう足を運んでおっぺおかしくなかじやなかですか。本議会のときだけきれいごとと言うて通るわけじゃないですよ。議会でそんな厳しいところじゃないですか。それを議会がね、否決したの修正かけたのというようなことで今まで通ってきた。もう町長さんもね、町長になられて2年、折り返し点なんです。そろそろ町長のカラーも出していただきたい、リーダーシップもとってほしい、トップセールスマンであってほしい、それが町民の願いだと思っております。本議会だけできれいごとで済む問題ではない。吉田さんに対してどのような話を持っていかれるか、お尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

今私、中山議員のお話をしましたけれども、これは私就任以降、中山議員さんからしかこの質問は上がってきませんでした。吉田さんのことについても中山議員以外の方は一言も——

これ会議録を見ていただいて結構ですよ。恐らくしゃべっておられません。この前の全員協議会でも唯一中山議員のみ吉田さんの話をされたわけですから、今、目と目が合ったわけがありますけれども、私としては今後足を運び、御意見をちょうだいしたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

そういうことを答弁で言うべきじゃなかでしょうもん。議員さんが質問されれば議会ということなんです。それは中山議員が確かに言われました。しかし、意見が出ないということは賛同しているということなんです。そうでないと反対意見がそこで出ます。それが議会という組織なんです。そこら辺については町長も理解をしていかないと、いつもこういった議論になりますよ、議会というのは。言わないということは、100%中山議員に賛成しているということなんです。ないとき反対意見言いますよ。中山議員が言ったことに対して、当然だと思っから意見が出ないということなんです。議会の中ではいろいろな反対意見も出ます。最終的には合議制をもって議会制民主主義ということで、過半数あれば議決なんです。そうしますと、僕は反対だったけれども、議決されたということは通らないんですよ。それは法律でなっています。だからね、やっぱり吉田さんそこには条件等々も中山議員から出ておりました。じゃあ、その条件等々についてどのような対策をされるか、お尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

繰り返しになりますが、吉田さんの意見を直接お聞きすることからまず始めなきゃいけないと思っております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

じゃあ、中山議員が言っていることはうそだと、直接聞いていないと、そういうことじゃないでしょう。それは中山議員さんもオーバーに言うた部分もあるかもわかりません。あるかもわからんけれども、そんなうそをつく議員じゃないですよ、それは。僕はそう思いますけどね。議会てそんなもんだと思っし、そういったことをですよ、いろいろと町長が答弁で言われるのは、それは筋違いであって、解決の道を開こうとされていないというふうに僕は判断せざるを得ない。それが議会の宿命であろう、チェック機関であると僕は思っております。議会の置かれておる立場というのはそういうことだと思っております。だから、条件というのはいろいろと中山議員から詳しく説明がありました。その条件のもとにですよ、やはり町長さんにしろ、課長さんたちがお骨折りをいただかんばいかわけですよ。そして解決の道を開いていくということになろうかと思っます。それが一つの流れではなかろうかなと僕は思っし、そうでないと、こんなにしつこくは僕は言いませんよ。大きな案件なんです。

大きな案件ですよ。

ね、町長ね、あなたばかりに責めているように聞こえるけれども、これはね、町長さんが就任する前からの問題で、なかなか難しい面もあると思うんで、せっかく100：0の予算があるとするならば早急にやってほしい。

しかし、ネックになる吉田さんとの交差点の角の問題、私もあそこはよく通りますが、やはりガードレール等々を見ますと、かなり車が接触をしている傷跡がございます。あそこは大変夜も眠れないという話もその全員協議会の中で出ておるんで、そこら辺については吉田さんとよくよく御相談を今後していく中で、行政としての条件はどのような条件を持っておられるのかね、やはり我々も知るべきである。それをお尋ねしているんですよ。それを議員さんからだけしか聞いていないんで、本人に直接聞いてやるということは逃げの答弁にしか聞こえません。町長、そうですよ。僕は議員の皆さんもそう思っているであろうと思います。それが議会の務めなんですよ。町長、いま一度吉田さんに対する条件というのはもうわかっているはずですよ。お尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

吉田さんの生の声をお聞きし、今後、そこにつきましては、行政としてお声を聞いた上で対応策を検討していきたいというふうに思っておりますし、また、この予算につきましては、安心・安全の確保のために、100：0の交付金を活用して町民の安全に寄与していきたいというふうに考えております。

○8番（吉富 隆君）

そのようにしていただきたいと思いますが、これにはそれ相当のお金がかかるはずですよ。よかですか。財政厳しい中に、これは一般会計からしか出ない問題であります。そういう大きな問題に波及しかねない。工事は100：0の補助事業でやるということですから、大変いいことだと思いますね。今まで長年にわたってこれは意見が出ておる問題で、なかなか着手することができなかった。三、四年前の案件については一般会計からでございましたけれども、今回は条件が違うわけですから、それは早急にやってほしいなと思いますが、吉田さんとの補償等々の問題については、100千円、200千円の話ではないと思っております。その財源の確保もしなくちゃならない。だけに大きな問題だと私は取り上げて言っているわけですから、財源問題まで考えたところでの答弁をしていただかないと、この問題が目の鼻先で解決した、あとはほったらかすよと、吉田さんとは、そういうわけにはいかないでしょうもん。それも今月いっぱい解決をしないといけない。補正組んですぐ工事というわけにはいかんでしょうし、明許繰り越しになるかどうかわかりませんが、よくよく行政側も相談をされて、吉田さんと解決をしていただくよう強く要望しておきたいと思っております。

○9番（中山五雄君）

先ほど来いろんな意見が出た。私関連ですけれども、私、中山光吉と兄弟で、本当は言い

たくなかったんですけども、これは5年、6年前ですかね、新築確認、建設課のほうに届け出をしたときに、道路の拡幅はありますかと、そしたら、ないということで、2間ほどひざって家をつくったと。まだ南にはいっぱい余裕があります。家ができて上がって、周辺に擁壁を組みたいということで、また役場に道路との境を立ち会いしてもらったら、そのときに、道路の拡幅がありますから、下がってもらえないでしょうかという意見が出ました。当時は私も議員じゃなくて、建設業をやっておりましたから、私のところがその擁壁をやりました。そのときの立ち会いがですね、要するに、下がってもらうようなセットバックをしてもらいたいということでお願いがあって、今さら何を言うかということで義姉あたりは怒ったことがあったと思います。ただ、そういうことがあっても、上峰町のことだから、行政にそこまで言ってもあれだからということで、そしたら、仕方ないということで、ぎりぎりまで擁壁を下げようということでして、その部分は役場のほうが借り上げをしますと。いつごろになるかということで話をしたところ、長くかかったら賃貸契約でも結んでもお金は払いますよというような口頭での約束もあったと。

今現在、道路あたり歩道で使っている、その道路も歩道に使っている部分はまだ兄のところの土地なんです。だから、私が議員をしているから、おまえが議員をしておるから、変にいろいろ言えないと。本当だったら、もうブロックを積みたいと。うちから買ってくれと言っているわけでもないということでいろいろ話っておりますけど、武廣町長になる前に大川町長に言ったんですけども、大体吉田さんとこの西側、深堀さんとこが1メートル20ばかりの買収が土地がかかっていたんです。吉田さんとこが約1間半ぐらいですかね。吉田さんところには立ち退き料として約10,000千円ばかりはどうでしょうかと口頭で話があったと。それは安過ぎるねというような話はしていたんですけども、それから何の連絡もなく、結論が出たということで、南側に全部下げたと。そんなむちゃくちゃな話があるかということで、大川前町長のところに、私、小言を言ったから、暫時休憩があったんです。説明がありました。

もう中身をいろいろ話していたら、本当に何時間かかかりますから、重点重点だけを話しますけれども、正直言うて、私が前回言ったのは、中山運輸の自宅のところを広くしたら真っすぐなって、本当に一番最初から青写真どおりに工事をやっておれば、吉田さんところもかかって真っすぐなっていたんです。ところが、わざわざ何で曲げたかなと私は不審に思っております。

あの道路というのは、要するに、防衛省からの補助で避難道路ということで、避難道路じゃないじゃないかと、事故道路じゃないかということまで言ったことがあります。私は本当、ここは中山運輸のところの自宅を真っすぐするならば、継続で吉田さんところもやってくださいということをして3年前に言いました。ただ、今こう思うと、一遍でお金がないということならば、徐々に、なるだけ1年でも半年でも1カ月でも早く吉田さんところまでやってもらいた

いということで私は意見を言っております。だから、ことし例えば中山宅のところをやるならば、ことしの暮れか来年の初めには吉田さんともやりますよという話ならば、私は了解しますよということを行ったと思います。だから、その辺、皆さんたち本当に中身のことをいろいろけちつけじゃなくて、本当のことを知って意見を言っていたらいいなと、私はそう思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

35ページをお願いします。

10の教育費の15の工事請負費ですね。中学校グラウンド防球ネット設置工事の減額が出ておりますけれども、これの生産高と申しますか、工事高と受注された業者をよかったら教えてもらいたいというふうに思います。

○教育課副課長（高島和則君）

設計金額が4,158千円です。落札されました業者さんが野口機工建設さんです。

○4番（碓 勝征君）

次に、19ページに戻りますけれども、総務費の賦課徴収費、コンビニ収納手数料ですかね。これを結局、今年度の22年度の納税件数がわかれば、そしてどういう税目があったか、わかる範囲で結構ですから、お願いします。

○税務課長（白濱博己君）

コンビニ収納につきましては、22年度から実施しているところでございますが、徴税といたしましては、住民税の普通徴収、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、4つございます。そのほかにも他の課であると思いますが、今現在、順に申し上げますと、国民健康保険税で932件、金額は14,338,400円でございます。続きまして、住民税の普通徴収分でございますが、件数が1,590件で、金額が28,527,984円、固定資産税が1,878件で36,468,900円でございます。最後に、軽自動車税でございますが、959件で5,413,900円で、合わせまして総金額が84,749,184円、約84,700千円程度の収納実績でございました。

以上でございます。

○9番（中山五雄君）

ちょっとお尋ねします。

4ページの款の2の地方譲与税、目の1の自動車重量譲与税、これが補正で1,720千円減額になっておりますが、これは車検の台数が減ったものと、エコカーでの減税の分なのかを教えてくださいと思いますけど。

○税務課長（白濱博己君）

自動車重量譲与税と申しますのは、自動車の重量税でございます。普通車の車検時に納付を各個人さんがするわけでございますが、その額の3分の1の額を前年度の町の道路の延長なり面積で案分して、各市町に配分される金額でございます。前年3月から2月までの交付でございますが、6月、11月、3月に県のほうから交付がある分でございますが、この件につきましては、マイナスの1,720千円を計上しておりますが、昨年3月期の交付がよくわからなくて、県のほうにお問い合わせしますと、昨年の実績の95%を見ているというふうなことで、前年度の実績の95%から現在の予算から差し引いた分の1,720千円でございます。

以上でございます。

○9番（中山五雄君）

そいぎ、エコカーでの減税分は全然入っていないということですか。

○税務課長（白濱博己君）

その件につきましては、入っていないということで御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（吉富 隆君）

先ほどの案件に戻りますが、中身を知って発言をしてくれという中山議員からの御指摘がございました。私は中身は詳しくまだ知っております。ぜひとも前町長を喚問に呼んでいただいて、きちっとさせていただきたい。そうすると、皆さん新しい議員さんも全部わかります。私は中身についてはいろいろ申し上げておりませんでしたよ。いいですか。私は、100：0の金でできるなら早急にやっていただきたい。しかしながら、吉田さんとこの問題についてはまだお金がかかりますよと。その辺についても周知の上、交渉していただきたいというふうに申し上げたと思っております。しかし、中山議員さんの話によれば、あの道路は真っすぐできるはずであったと。南さい振ってというようなこともありました。それにはそれなりの理由があったと聞き及んでおりますので、そういったことをきちっとやっぱりこの問題についてはすべきだと思いますので、前町長を喚問に呼んでいただいて、はっきりとけじめをつけていただきたいと強く要望いたしておきます。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。議案審議の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。したがって、2時40分まで休憩いたします。休憩。

午後2時20分 休憩

午後 2 時38分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

議案第9号について、ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

先ほど証人喚問の問題を発言させていただきましたが、できるかできないか御回答を願いたいというふうに思います。

それが1点と、2点目に、この9号議案がなぜ早くせんばいかんかなという問題が1点ございます。補正予算だから、今までやってきたからというふうなことじゃ議会には通用しないであろうと。この問題については条件つきがあったと私は記憶しております。物すごく急ぐ要件、そういったときについて、補正予算だけを3月議会は早く初日に討論、採決までというお願いが執行部からあって、初めて議会が了解してやってきたと僕は記憶しております。なぜこの9号議案が早くせんばいかんやったかなと思います。この問題についてはいろいろな意見が出るのは、執行部は予測をするべきであったとっております。

それからもう1点が、この9号議案については、もし今の2点ができないとするならば、延ばすことができないのかどうか、お尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員の後段の御質問に対してお答えいたします。

この補正予算を先に審議していただくということは議運の中で御了解をいただいております。この補正予算を先に審議していただくということは議運の中で御了解をいただいております。執行しなさいいけないものも多数ございますので、その点については御理解をいただかなければいけないと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

私たち議会には議運で決まったこと、説明は受けておりません。当然議運で決まったことは議員の皆さんにはお知らせをするべき義務があると思っております。

僕はそういう答弁じゃなくてね、私の質問にお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（大川隆城君）

答弁いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

私ども執行部といたしましては、議会運営委員会で議事の進行等については議論いただく期間を設けていただいておりますので、そこで御了解をいただき、補正予算を先に審議するというところで理解しております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

町長さんね、同じ答弁じゃでけんじゃなかですか。それは町長さんから見ればそうかもわかりません。しかし、執行部が補正予算けんて、議運でお願いする自体はですよ、これ条件があるんですよ。どうしても先にしていただきたいという理由というものがなければできません。それは町長の答弁からいくと、議運の皆さんに僕は休憩をとってしつこく抗議をいたします。それでよろしいですか。それでいいということであれば、議長にお願いをいたします。暫時休憩をお願いしたい。

○議長（大川隆城君）

ただいま暫時休憩の動議が出ましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。それでは、暫時休憩いたします。休憩。

午後2時42分 休憩

午後3時38分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

○町長（武廣勇平君）

先ほどから議論いただいております吉田さんのところにつきましての対応につきましては、今後早急に意見を賜りにお伺いさせていただきたいと。その際は、議員さんに御足労を願えれば幸いです。

また、議運に臨む前に、十分な今回の補正予算について早急に執行を控えているものがございました。その部分について、詳細な説明が不足していたということについては心から陳謝しながら、今後、十分な協議をもとに、皆様の御理解を賜りながら議運等にも臨んでいきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

以上で議案第9号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第10号

○議長（大川隆城君）

日程第6. 議案第10号 平成22年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第10号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第11号

○議長（大川隆城君）

日程第7．議案第11号 平成22年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第2号）、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

この特別会計については22年度で終了ということをおっしゃっておりますけれども、その流れをちょっと説明してください。

○健康増進課長（川原源弘君）

議案第11号 平成22年度上峰町老人保健特別会計補正予算ですけれども、今年度の事業につきましては、旧老人保健法に基づきまして特別会計を設定してはいますが、現在の後期高齢の制度が発足したときに、もうこれの法律上は老人保健特別会計という案件が既になくなってはいたんですけれども、病院側からの請求業務の時効が3カ年ということがございますので、要するに、診療報酬の請求が3カ年にわたって、ひょっとして忘れていた医院等があったときに、3年間は時効がまだ発生していませんので、3年間は医療報酬を支払いましょうという形で、その時効が終結するのが今年度でございます。したがって、今年度までこの特別会計を存続していたという経緯がございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第11号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第12号

○議長（大川隆城君）

日程第8．議案第12号 平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第12号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第13号

○議長（大川隆城君）

日程第9．議案第13号 平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）、こ

れから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

3ページですけれども、分担金3,860千円ということでございますけれども、これの現在の受益者戸数、加入戸数ですね、それから、つなぎ率がわかったらちょっと教えてください。

○建設課長（江崎文男君）

失礼いたします。つなぎ戸数については、ちょっと資料は持ち合わせありませんけれども、全体的に上峰町の水洗のつなぎ率ですけれども、約86%でございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

加入の受益者戸数というのはわからんと。全体の農集排に現在までの加入戸数というですかね、わかったらお願いします。

○建設課長（江崎文男君）

ただいまの御質問ですけれども、22年3月末でいいますと、一般家庭、共同住宅合わせて3,428戸でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第13号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第14号

○議長（大川隆城君）

日程第10. 議案第14号 平成23年度上峰町一般会計予算を議題といたします。

お諮りをいたします。ただいま審議中の平成23年度上峰町一般会計予算につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置して審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本案につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま決定をいたしました予算特別委員会につきましては、委員長に中山五雄君、副委員長に碓勝征君を選任したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、委員長に中山五雄君、副委員長に碓勝征が選任されました。

皆様方の御協力をよろしくお願ひいたします。

ここで、委員長に選任されました中山五雄君に就任のごあいさつをお願ひいたします。

○9番（中山五雄君）

皆さんこんにちは。ただいま平成23年度予算特別委員会委員長に指名をされました中山五雄です。

委員長に指名をされましたが、大変重く受けとめております。皆さん御存じのとおり、町財政はまだまだ厳しい状況下にあるかと思ひます。皆さん方の協力をお願ひし、慎重に予算を審議していきたいと思っておりますから、皆さんたちどうかよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（大川隆城君）

ありがとうございます。

日程第11 討論・採決

○議長（大川隆城君）

日程第11. 討論・採決。

議案第9号 平成22年度上峰町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成22年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成22年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後 3 時52分 散会